

大河原町

第4次 障がい者計画

第7期 障がい福祉計画

第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

大河原町

はじめに

近年は少子高齢化や家族形態の変化に伴う福祉ニーズの多様化や、地域のコミュニティ力の低下等がみられます。国の制度もそれらに合わせ毎年変更及び見直しが行われており、障害福祉を取り巻く環境は毎年変化をしております。

このような状況を踏まえ、障がい者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この度、令和6年度を始期とする「第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。



「第4次障がい者計画」では、基本理念を「だれもが 安心して 自分らしい生き方を選択できるまち おおがわら」と定め、基本理念に基づく3つの目標を掲げました。

今後の本計画推進にあたりましては、それぞれの成果目標達成のため、多くの町民の皆さまのご理解とご意見をいただきながら、町政の最上位計画である「第6次大河原町長期総合計画」に掲げるWell-beingなまちづくり、地域共生社会の実現を推進し、着実な事業実施に取り組むとともに、障がいのある方にとっても安全、安心な生活が実感できるよう、総合的な支援を関係機関や事業者と連携し、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めてまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの町民の皆様、関係団体及び事業者の皆様から感謝を申し上げます。

令和6年3月

大河原町長 齋 清 志

「障がい」のひらがな表記について

大河原町「障がい」ひらがな表記取扱指針（平成23年11月1日実施）に基づき、町全体で障がいへの理解を深めることを目指して「障がい」と表記します。

（法令、固有の名称、人の状態を表さないもの、医学用語の専門用語などは適用外）

目次

第1部 序論	1
第1章 計画の基本事項.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画期間.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の対象.....	11
5 計画の策定体制.....	12
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	15
1 総人口、世帯.....	15
2 障がい者の人数.....	16
3 障がい者を支える地域の状況.....	21
第3章 施策の現状と今後の課題.....	25
1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の状況.....	25
2 障がい者施策の進捗.....	31
3 障がい者の意向と今後の課題.....	34
第2部 障がい者計画〔第4次〕	39
第1章 計画の基本方針.....	41
1 基本理念（障がい者施策推進の基本となる考え方）.....	41
だれもが 安心して 自分らしい生き方を選択できるまち おおがわら	
2 施策体系.....	42
3 計画の推進体制.....	43
第2章 施策の展開.....	45
目標1 お互いを理解し、支え合うまちへ.....	45
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及.....	46
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進.....	48
目標2 安心してくらせるまちへ.....	51
方針3 相談支援と情報提供の充実.....	53
方針4 医療環境と療育体制の充実.....	56
方針5 生活支援と支えあい活動の充実.....	58
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり.....	62
目標3 みんなが参加できるまちへ.....	64
方針7 障がい児の保育と教育の充実.....	65
方針8 障がい者の自立を支える環境づくり.....	68

第3部 障がい福祉計画 [第7期]	73
第1章 令和8年度の成果目標	75
成果目標1 施設入所者の地域生活への移行	75
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
成果目標3 地域生活支援の充実	77
成果目標4 福祉施設からの一般就労移行	78
第2章 障害福祉サービス	79
1 利用見込みの基本的な考え方	79
2 訪問系サービス	79
3 日中活動系サービス	80
4 居住系サービス	86
5 相談支援	88
6 その他サービス	89
第3章 地域生活支援事業	90
1 必須事業	91
2 任意事業	97
第4章 円滑な事業実施のための方策	98
第4部 障がい児福祉計画 [第3期]	101
第1章 基本方針	103
第2章 令和8年度の成果目標	104
成果目標1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	104
成果目標2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサー ビス事業所の確保	104
成果目標3 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援 のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	105
成果目標4 相談支援体制の充実・強化等	105
成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	105
第3章 障害児支援事業	106
1 障害児通所支援等	106
2 障害児相談支援	108
3 医療的ケア児を支援する体制構築	108
資料編	109
1 大河原町障害者計画等策定委員会設置規則	111
2 大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿	112
3 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定経過	113
4 用語説明	114

第 1 部

序論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本町ではこれまで、「第3次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者本人のライフステージに合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスの提供と環境整備に取り組んできました。

この間、国では社会のあらゆる分野において、障がい者の自立支援に向けた法令の改正や社会環境の整備が進められています。

この度、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画のいずれもが改訂時期に当たり、国から新たな施策の方向性が示されたため、町のサービス利用状況、障がい者の推移を踏まえ、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の全てを改訂し、「第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）として、策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、「第4次障がい者計画」が6年間（令和6年度～令和11年度）とします。

サービスの事業計画となる「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、法令に則り、3年間（令和6年度～8年度）とします。

	～令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画	第3次	第4次					
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期		

3 計画の位置付け

(1) 根拠法令

「第4次障がい者計画」は、障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

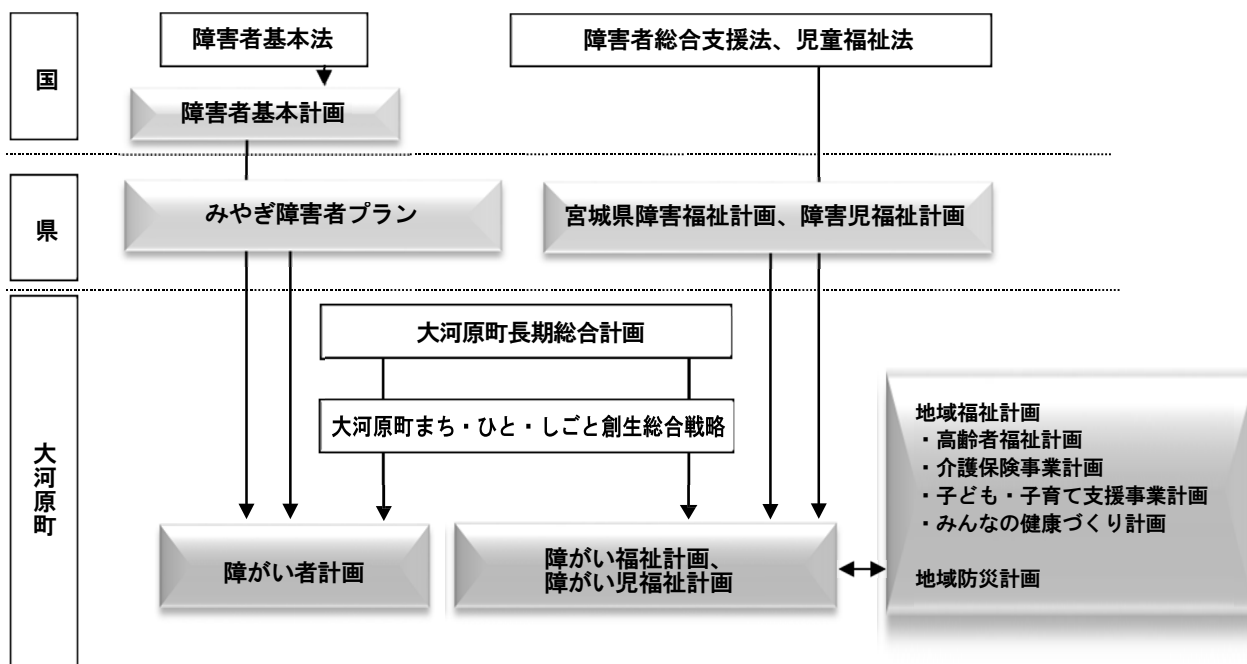
「第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

「第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示します。

(2) 法令、他の計画との関係

本計画は、町政の最上位計画である「第6次大河原町長期総合計画」の実現、まちづくりの重要戦略である「第2期大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けて、さらには、医療・福祉分野計画の最上位計画として策定中の「大河原町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、関連する諸計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図りながら、策定するものです。

<法令、他の計画との関係>



(参考) 法令などの主な改正動向

障害者虐待防止法 (H24. 10. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (H25. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 (H26. 1. 20 批准承認)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の固有の尊厳の尊重を促進
障害者差別解消法の施行 (H28. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度利用促進法 (H28. 5. 13 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン (H28. 6. 2 閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28. 8. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (R6. 4. 1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者等の地域生活の支援体制の充実 ○障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ○精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

<p>障害者総合支援法の一部改正 (R6.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の地域生活の支援体制の充実 ○障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ○精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ○難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ○障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備
<p>障害者雇用促進法の改正 (R5.4.1 施行) (R6.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○有限責任事業組合（LLP）算定特例の全国展開 ○在宅就業支援団体の登録要件の緩和 ○精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 ○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ○障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し ○納付金助成金の新設・拡充等
<p>障害者差別解消法 (R6.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の「合理的配慮の提供」が義務化

(参考) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」(最新)のポイント

<p>(1) 基本指針について</p>	<p>○「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。令和5年5月19日に告示。</p> <p>○都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月が基本</p>
<p>(2) 基本指針見直しの主なポイント</p>	<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <p>⑨障害福祉サービス等の質の確保</p> <p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</p> <p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p>
<p>(3) 成果目標の新規追加</p>	<p>○地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること <p>○福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進。 <p>○障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

	○相談支援体制の充実・強化等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
--	--

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(参考) 国の障害者基本計画（第5次）の概要（令和5年度策定）

策定趣旨位置付け	政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
計画期間	令和5年度から令和9年度までの5年間
基本原則	<p>(1) 地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・障害者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得または利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>(2) 差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>(3) 国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する横断的視点	<p>(条約の理念の尊重及び整合性の確保)</p> <p>「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>(共生社会の実現に資する取り組みの推進)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 (2) アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進 (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮したきめ細かい支援 (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進
施策の円滑な推進	<ol style="list-style-type: none"> (1) 協力・連携の確保 (2) 理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

<p>各分野の障害者 施策の基本的な方 向</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (2) 安全・安心な生活環境の整備 (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (4) 防災・防犯等の推進 (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (6) 保健・医療の推進 (7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (8) 行政等における配慮の充実 (9) 教育の振興 (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (11) 国際社会での協力・連携の推進
-----------------------------------	--

出典：内閣府 障害者政策委員会

4 計画の対象

本計画の対象は、平成23年に改正された障害者基本法の定義に則り、次のとおりとします。

身体障害

知的障害

精神障害（発達障害を含む）

その他の心身の機能に障がいのある方で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障害（自閉症スペクトラム障害、学習障害など）、高次脳機能障害などを含みます。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、すべての町民、すべての関係者が対象となる施策・事業を含みます。

※本計画の「障がい者」の表記には、障がい児（18歳未満）、その他の対象者を含めます。

（断り書きのある場合を除く）

※自閉症スペクトラム障害

自閉症は「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「パターン化した興味や活動」の3つを特徴とする障害。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（参考）障害者基本法第二条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

①大河原町

本計画の決定機関として、大河原町障害者計画等策定委員会の提案を尊重し、町議会の意見を伺い、庁議を経て計画を決定します。

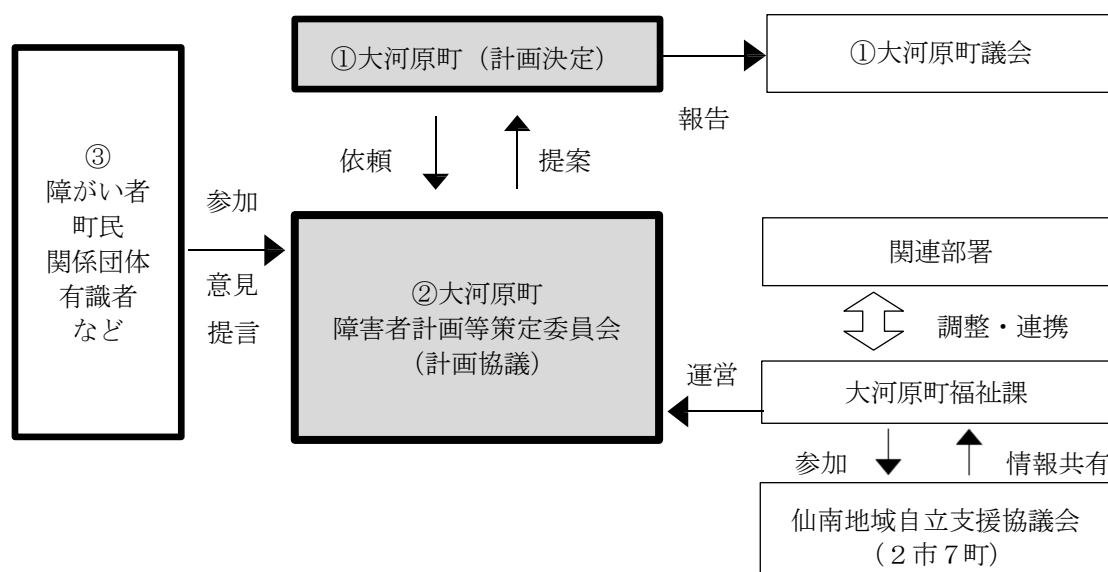
計画は町議会に報告します。

②大河原町障害者計画等策定委員会

障がい者の当事者団体、障害福祉サービス事業者、大河原町社会福祉協議会、関係行政機関の職員などの参画を得て「大河原町障害者計画等策定委員会」を設置し、本町の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、町長に計画案を提案します。

③障がい者、町民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案していただきます。



(2) 各種調査の実施概要

① 現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

② 障がい者アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「病気や障がいのある方の支援のためのアンケート」（以下「障がい者アンケート」という。）を実施します。

対象者	障害者手帳をお持ちの方、難病医療費助成を受けている方、その他の障害福祉の助成を受けている方 500人（抽出）		
実施期間	令和4年11月28日～令和5年1月10日		
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収		
配付・回答数	配付数	回答数	回答率
	500票	252票	50.4%

令和2年調査（前回調査）

対象者	障害者手帳をお持ちの方、難病医療費助成を受けている方、その他の障害福祉の助成を受けている方 500人（抽出）		
実施期間	令和2年8月24日～9月7日		
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収		
配付・回答数	配付数	回答数	回答率
	500票	262票	52.4%

③関係団体調査の実施

障がい者の団体やサービス事業者などの意見を計画に反映するため、「関係団体調査」を実施します。

対象者	大河原町身体障害者福祉協会 みやぎ県南の福祉と生活を考える会 大河原町民生委員児童委員協議会 県南生活サポートセンター アサンテ 南桜相談支援事業所 ココ・サポ大河原 指定居宅介護事業所 ほっとあい あいのはな どんぐりはうす
実施期間	令和5年5月15日～6月2日
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収
回答数	9団体

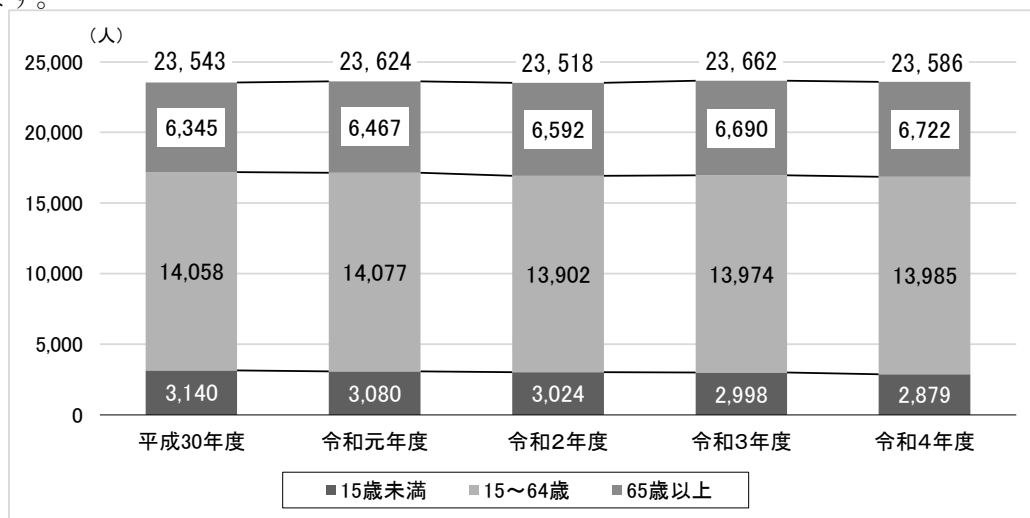
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口、世帯

(1) 総人口の推移

総人口は、平成30年度以降ほぼ均衡状態が続いており、平成30年度の23,543人から令和4年度には23,586人となっています。

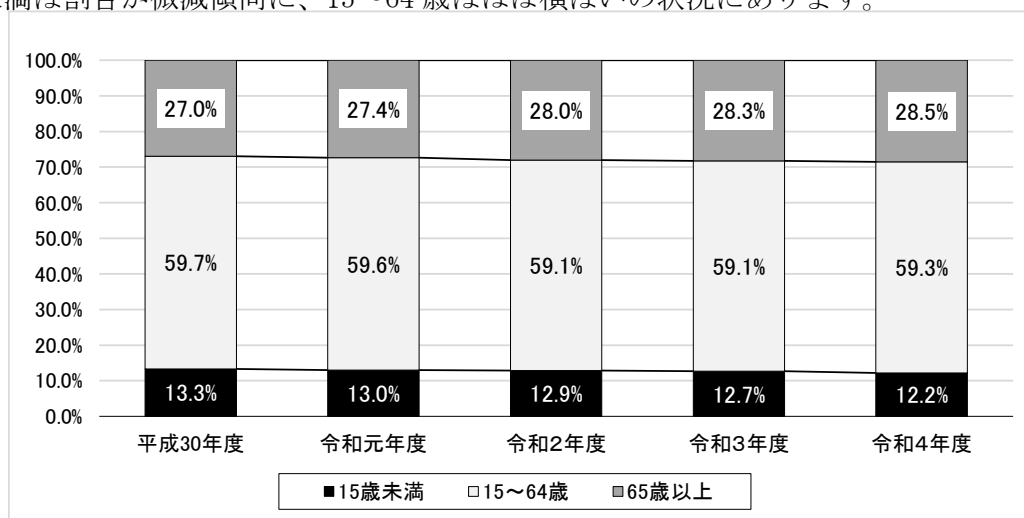
これを年齢層別で見ると、15歳未満（年少人口）は減少傾向が続いていますが、15～64歳（生産年齢人口）は増減を繰り返しており、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向が続いています。



出典：住民基本台帳（各年度3月末）

(2) 年齢構成の推移

年齢構成は、65歳以上の割合がわずかに上昇し、令和4年度には28.5%となっています。15歳未満は割合が微減傾向に、15～64歳はほぼ横ばいの状況にあります。



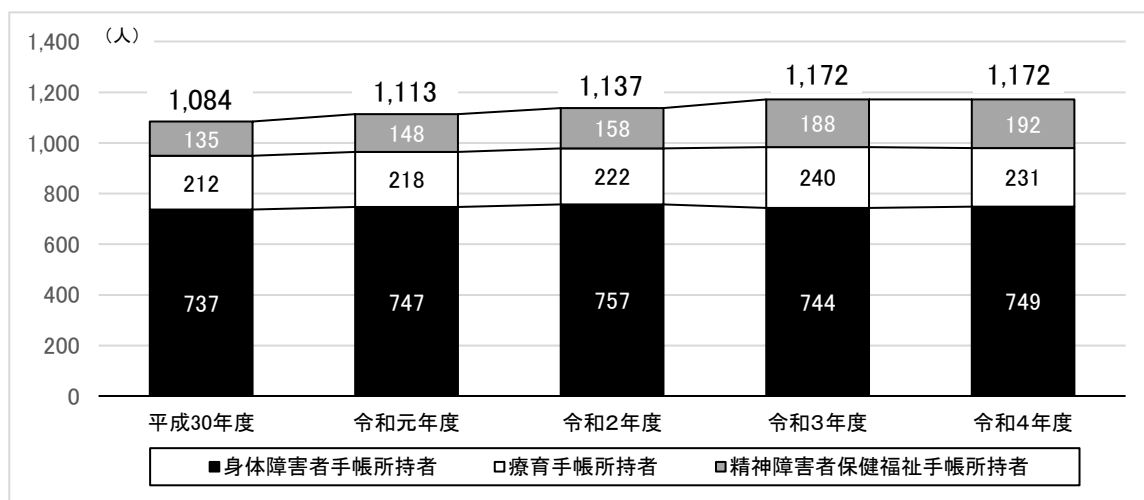
出典：住民基本台帳（各年度3月末）

※小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100.0%にならない場合があります。

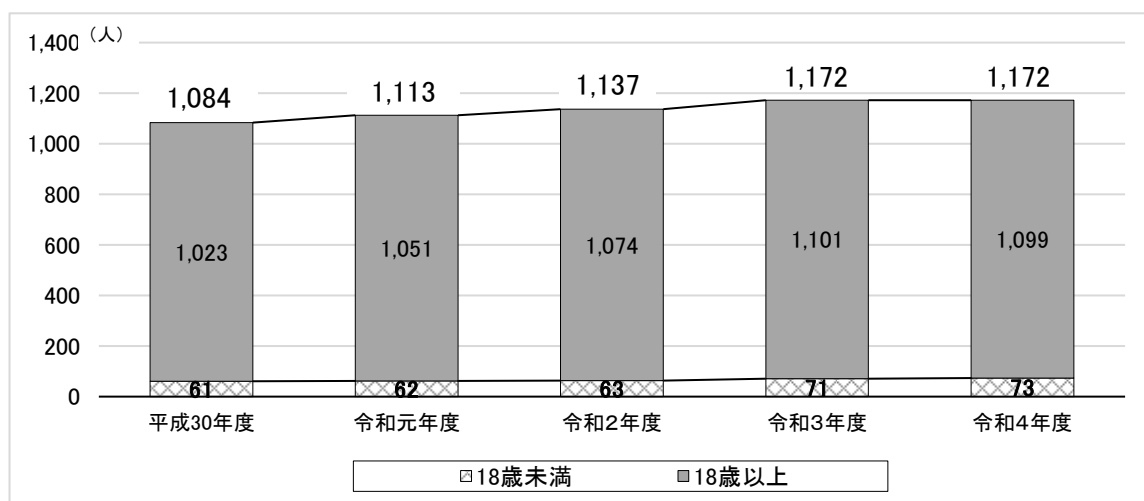
2 障がい者の人数

(1) 障がい者・児数の推移

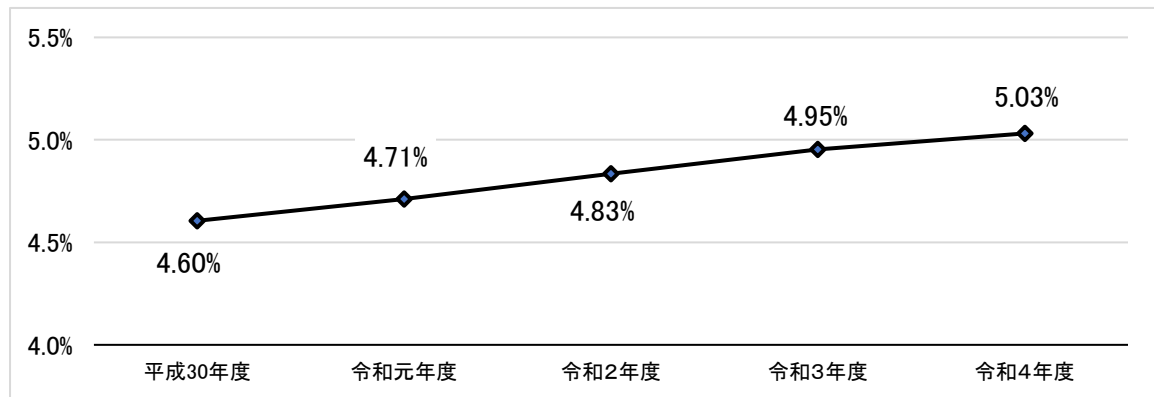
障害者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、平成30年度以降増加を続け、令和4年度には1,172人となっています。身体障害者・児は750人前後で増減を繰り返しており、知的障害者・児と精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあります。



障害者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）における年齢層別の推移では、18歳以上の障害者及び障害児数（18歳未満）は、いずれも増加傾向にあります。



障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の総人口に占める割合の推移は、総人口の減少傾向と障害者手帳の所持者数の増加傾向により年々上昇しました。各年 0.08～0.12 ポイント上昇し、令和 4 年度は 5.03% となっています。

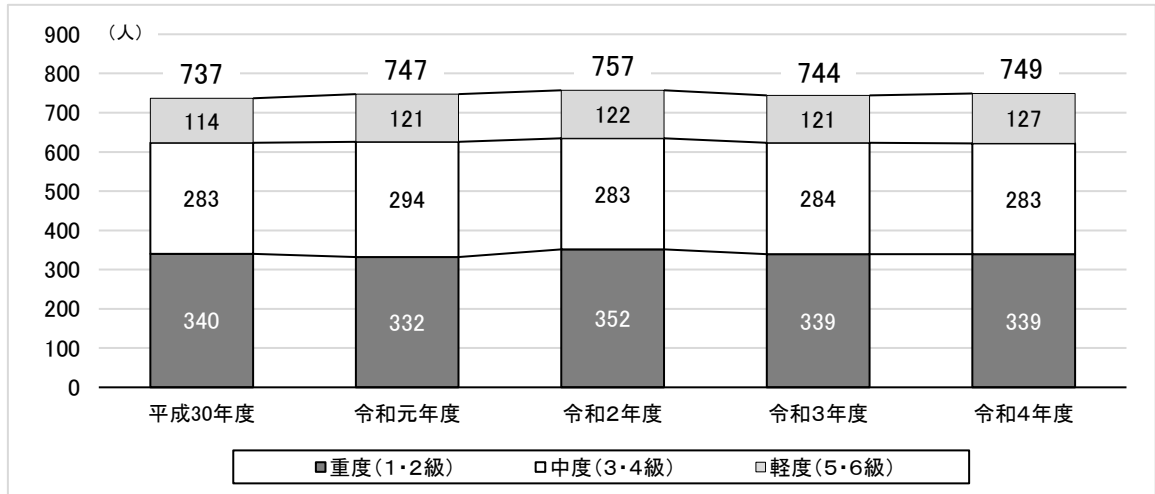


出典：いずれも町福祉課（各年度 3 月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、全体ではわずかな増減を繰り返しており、令和4年度には749人となっています。

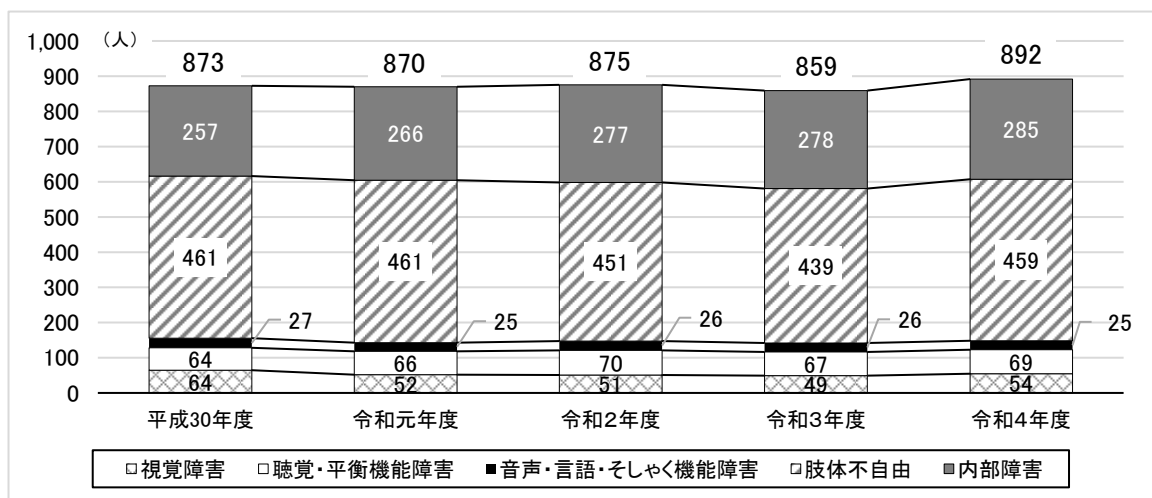
等級別にみると、平成30年度以降、「重度（1・2級）」、「中度（3・4級）」、「軽度（5・6級）」が、それぞれほぼ横ばいで推移しており、割合は大きくは変動せず、それぞれ約45%、40%、15%となっています。



障害種別にみると、「肢体不自由」が最も多くなっており、平成30年度以降おおむね450人前後となっています。

次いで「内部障害」が多くなっています。平成30年度から少しずつ増加し、令和4年度は285人となっています。

なお、「視覚障害」、「聴覚・平衡機能障害」、「音声・言語・そしゃく機能障害」は、ほぼ横ばいの傾向にあります。

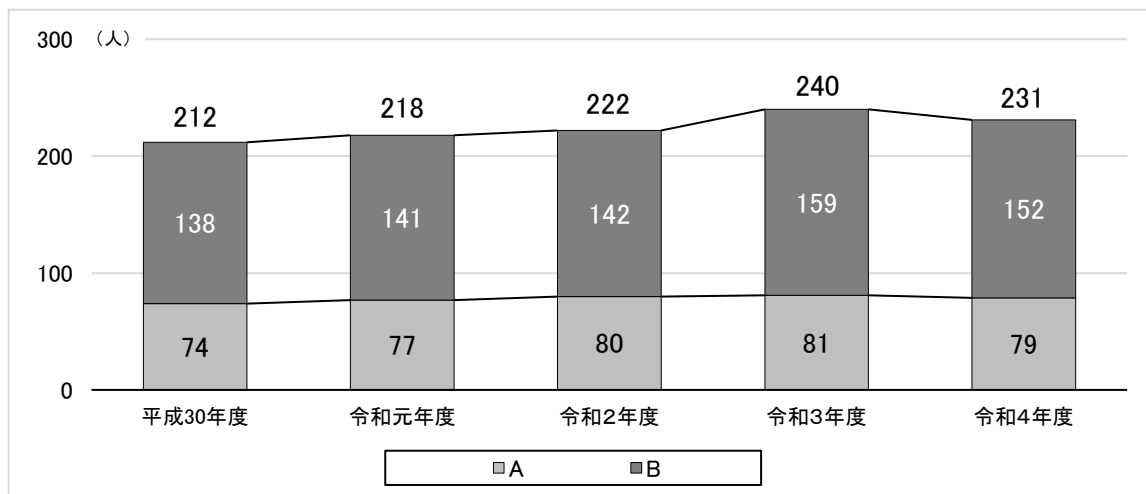


出典：町福祉課（各年度3月末現在）

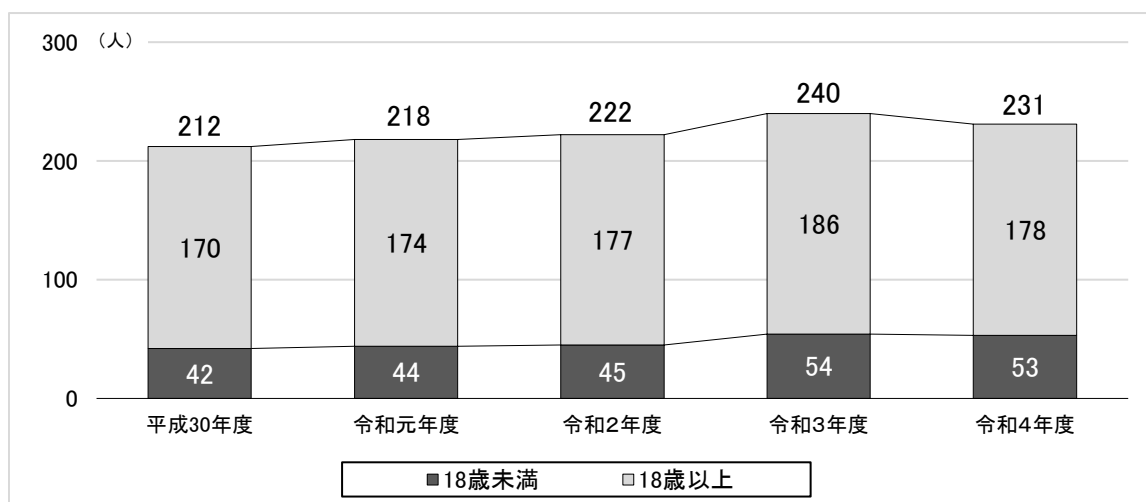
(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成 30 年度以降は微増傾向がみられ、令和 4 年度には 231 人となっています。

これを等級別にみると、「療育手帳 A（重度）」の所持者は、ほぼ横ばいの状態にあり、令和 2 年度以降おおむね 80 人前後で推移しています。これに対し、「療育手帳 B（その他）」の所持者は増加傾向にあり、令和 4 年度には 152 人となっています。



また、年齢層で2つに区分すると、「18 歳未満（障害児）」は年々おおむね増加しており、令和 4 年度には 53 人となっています。「18 歳以上（障害者）」は、微増傾向にあり、令和 4 年度には 178 人となっています。

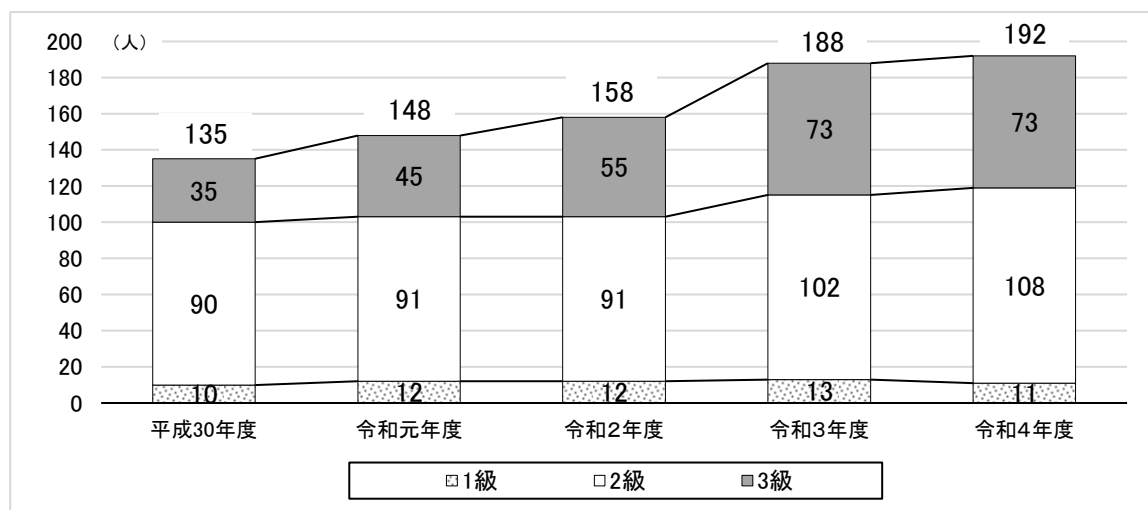


出典：町福祉課（各年度 3 月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 30 年度から令和 4 年度まで大きく増加傾向にあり、令和 4 年度には 192 人となっています。

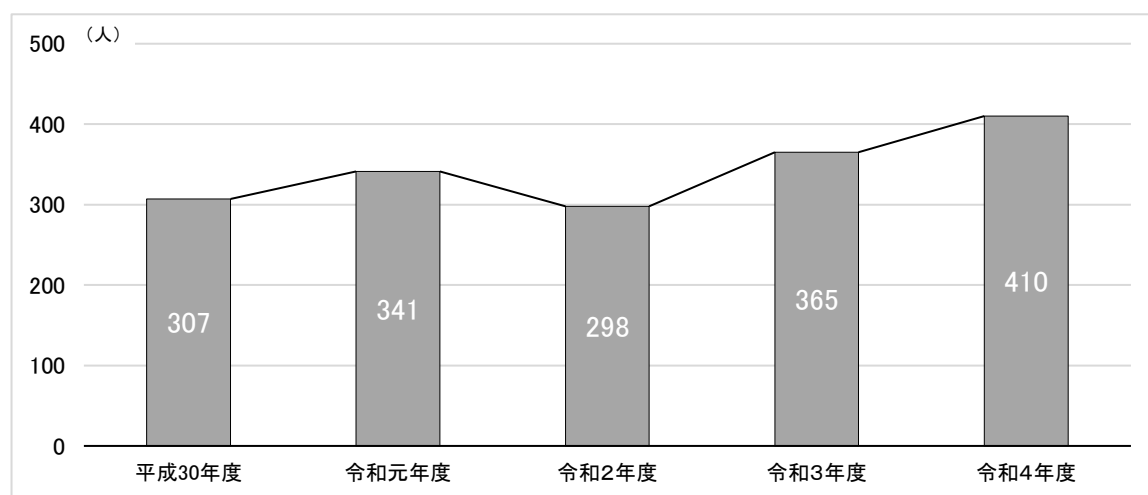
これを等級別にみると、「1 級」はほぼ横ばいの状態で、令和 4 年度には 11 人となっています。「2 級」は増加傾向にあり、令和 4 年度に 108 人となっています。なお、「2 級」は各年度とも半数以上を占めています。そして、「3 級」は、大きく増加傾向にあり、令和 4 年度には、平成 30 年度の約 2 倍の 73 人となっています。



出典：町福祉課（各年度 3 月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）認定者数は、平成 30 年度から令和 4 年度まで比較的大きな増減を繰り返しており、令和 4 年度には 410 人となっています。



出典：町福祉課（各年度 3 月末現在）

3 障がい者を支える地域の状況

(1) 相談窓口

障がいに関する町内の主な相談窓口は下表のとおりです。

窓口以外に、民生委員・児童委員、保育所、小・中学校、医療機関、障がい者及び介護サービス事業者などでも相談を受け付けています。

受け付けた相談については、町内外の関係機関と連携し、相談事案の解決まで必要な支援を行っています。

■障がい者（児）の主な相談窓口

窓口名	実施主体	所在地
福祉課 健康推進課 子ども家庭課 教育総務課	大河原町	大河原町字新南19
県南生活サポートセンター 「アサンテ」	社会福祉法人 白石陽光園	大河原町大谷 字戸ノ内前43-5
仙南地域障がい者基幹相談支援センター 障害者虐待防止センター	社会福祉法人 白石陽光園	大河原町大谷 字戸ノ内前43-5

資料：福祉課（令和5年4月現在）

(2) 保育・教育

本町では、桜保育所と小・中学校において、障がい児保育、特別支援教育を行っています。

また、放課後児童クラブでも障がい児を受け入れています。

(3) 支援団体

町内で活動している障がい者支援団体は、令和5年4月現在、4団体です。

また、大河原町社会福祉協議会が運営する大河原町ボランティア連絡会の加入団体は、令和5年4月現在、17団体です。

■町内の支援団体

組織名
大河原町心身障害児者親の会
大河原町身体障害者福祉協会
みやぎ県南の福祉と生活を考える会
大河原町民生委員児童委員協議会

資料：福祉課（令和5年4月現在）

■大河原町ボランティア連絡会加入団体一覧

団体名	
大河原町福祉作業所さくらボランティア会	朗読グループ糸でんわ
手話サークルさくら	特定非営利活動法人ほっとあい
幸の花づな会	大河原子育てサポーター「笑」
JA助け合い組織さつき会	大河原町青年会「Smile@逢河原」
点訳グループてんとうむし	和太鼓「鼓縁」
みらい子育てネット七草クラブ	コミュニケーション麻雀「健康クラブ」
みらい子育てネットらんらんクラブ	ひまわり会
大河原中学校ボランティア部	大河原現代書道研究会
上谷親睦会	

資料：大河原町社会福祉協議会（令和5年4月現在）

(4) サービス事業者

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業者は、下表のとおりです。

■障がい者への支援及びサービスなどの提供事業者（町内）

事業者名	事業概要
セントケア宮城株式会社 セントケア大河原	居宅介護、重度訪問介護
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大河原	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
株式会社ジャパンケアサービス ジャパンケア大河原	居宅介護、重度訪問介護
有限会社ケイ 南桜ケアサービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
株式会社すりーえいち ケアステーションはあと	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
エーシーイー株式会社 大河原事業所 ココ・サポ大河原	就労移行支援
社会福祉法人白石陽光園 白石あけぼの園 桜花	就労継続支援B型
有限会社ケイ ワークサポート南桜	就労継続支援B型
社会福祉法人白石陽光園 生活介護 さくらの風	生活介護
有限会社ケイ サポート南桜	生活介護
医療法人社団清山会 ケアホームさくらの杜	共同生活援助
社会福祉法人白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ	計画相談支援
有限会社ケイ 南桜総合相談支援事業所	計画相談支援

■障がい児への支援及びサービスなどの提供事業者（町内）

事業者名	事業概要
特定非営利活動法人 あいのはな	放課後等デイサービス
有限会社ケイ 放課後等デイサービスサポート南桜	放課後等デイサービス
社会福祉法人白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ	計画相談支援
有限会社ケイ 南桜総合相談支援事業所	計画相談支援
一般社団法人ふくのね「きりん」	放課後等デイサービス
合同会社幸の樹 どんぐりはうす	放課後等デイサービス

■ その他の障がい福祉事業（町内）

事業名	事業概要
福祉作業所さくら	大河原町障害者通所援護施設 ・地域活動支援センター
精神障害者コミュニティサロンわかたけ会	精神障害者コミュニティサロン

資料：福祉課（令和5年10月現在）

（5）就労

改正障害者雇用促進法が平成28年4月に施行され、障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障がい者を加える。平成30年4月施行）などが定められ、国全体で障がい者の雇用促進に取り組んでいるところです。

行政機関としての町役場の障がい者雇用率は、令和5年6月現在、2.02%です。この他に、町内外の企業や組織などで一般就労している障がい者もいることが考えられます。

町内に就労移行支援事業所が平成25年に開設し、障がい者の一般就労に向けた訓練や支援を行う環境が充実してきました。

また、同じ事業所で一般就労が困難な障がい者の働く場となる就労継続支援も実施するなど、町内、町外を含めて、障がい者の働く場が広がっています。

（参考）法定雇用率の改定

障害者雇用の促進等に関する法律施行令が改正（令和5年4月1日施行）され、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する事業主の義務（障害者雇用率制度）の内容が下表に変更されました。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2.7% 但し令和5年度は2.3%に据え置き、 令和6年4月から2.5%、 令和8年7月から2.7%と段階的引き上げ
国・地方公共団体	3.0% 但し令和5年度は2.6% 令和6年4月から2.8%、 令和8年7月から3.0%と段階的引き上げ
都道府県等の教育委員会	2.9% 但し令和5年度は2.5% 令和6年4月から2.7%、 令和8年7月から2.9%と段階的引き上げ

※対象となる事業主は、令和5年度は従業員43.5人以上、令和6年4月から40.0人以上、令和8年7月から37.5人以上です。

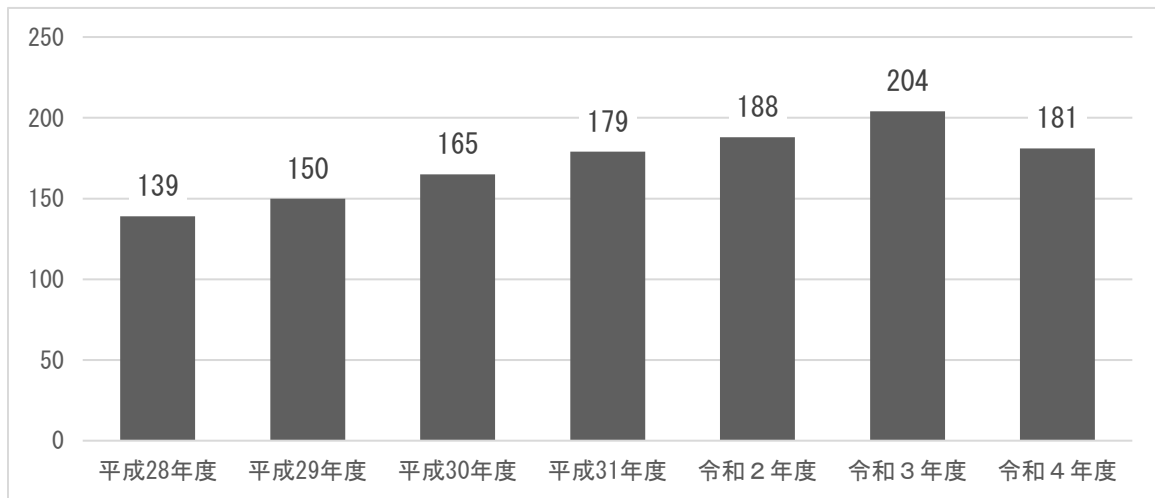
第3章 施策の現状と今後の課題

1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の状況

(1) 支給決定者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するための支給決定者数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度は減少に転じ、181人となっています。

■障害福祉サービスの支給決定者数（単位：人）



資料：福祉課（各年度末現在）

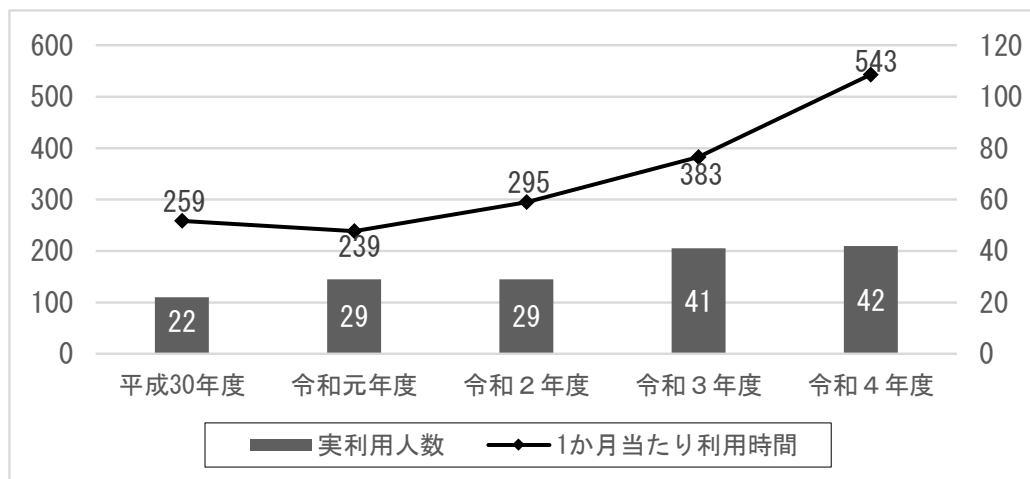
(2) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者の自宅に訪問して行うサービスの総称です。

実利用人数は、平成30年度以降増減を繰り返していますが、総じては年々増加しています。利用時間は、平成30年度以降は令和2年度までは200時間台でしたが、令和3年度には383時間、令和4年度には543時間と大幅に増加しています。

■訪問系サービスの利用状況（単位：人、時間／月）



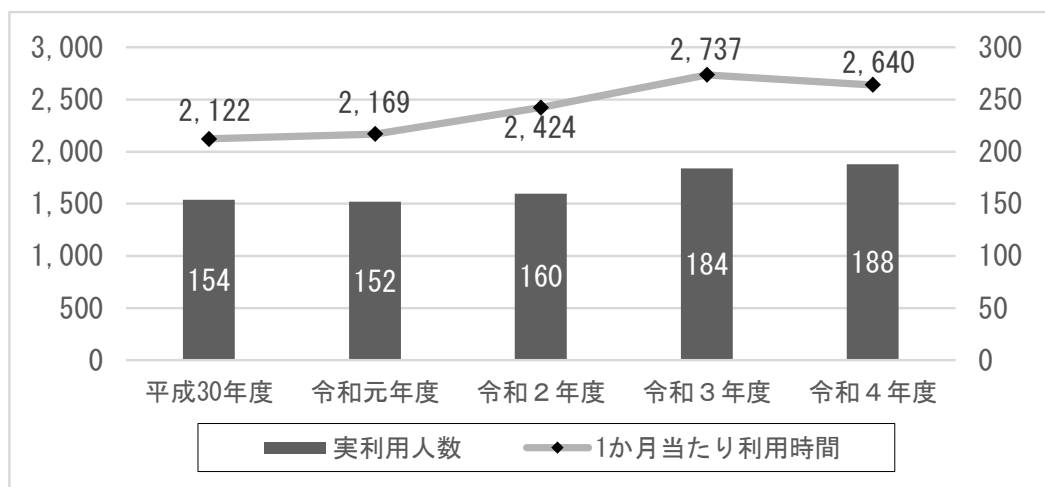
資料：福祉課

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の日中活動を支援するサービスの総称です。

実利用人数は年々増加し、令和4年度には188人となっています。1か月当たり利用量は、平成30年度以降、おおむね増加しており、令和4年度の利用量は、1か月当たり2,640時間です。

■日中活動系サービスの利用状況（単位：人、日／月）



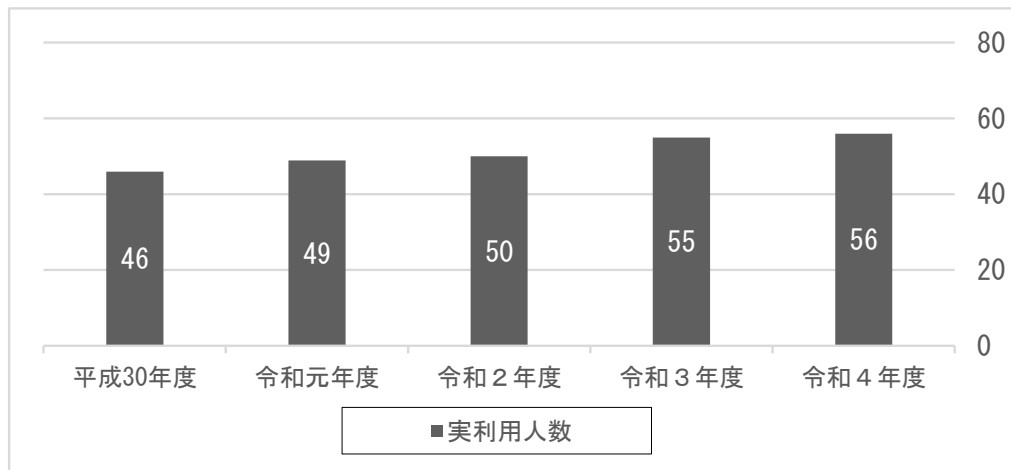
※1か月当たり利用量には療養介護を除く

資料：福祉課

③居住系サービス

居住系サービスは、地域で暮らすための居住の場を提供するサービスの総称です。実利用人数は、増加傾向にあり、令和4年度末現在で56人です。

■居住系サービスの利用状況（単位：人）



資料：福祉課

④相談支援

相談支援は、サービス利用計画の作成と地域移行を支援するサービスです。

サービス利用計画作成にかかる計画相談支援は年々増加し、令和4年度には197人となっています。

地域移行支援と地域定着支援は年度によって利用がみられ、利用があるときは年間1人から4人の利用がみられます。

■相談支援の利用状況（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	154	161	170	199	197
地域移行支援	1	1	0	0	0
地域定着支援	1	0	1	2	4
合計	156	162	171	201	201

資料：福祉課

(3) 障がい児対象事業

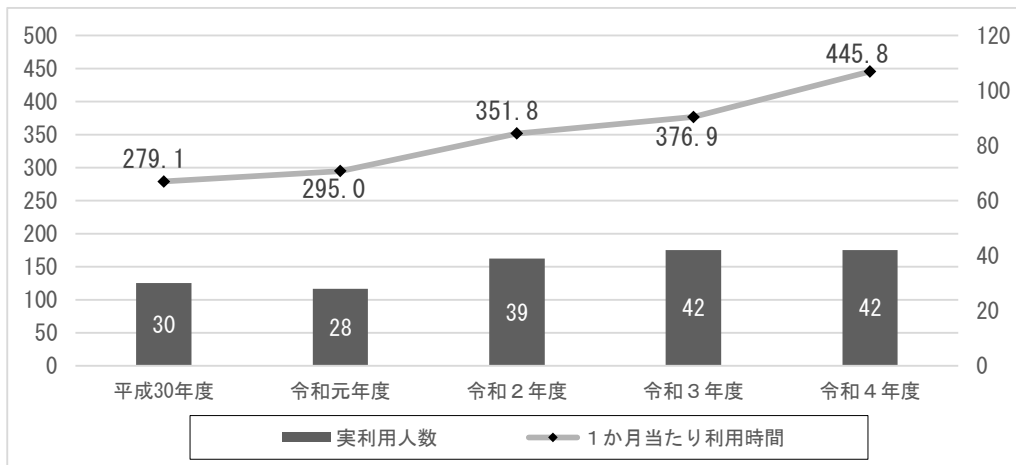
① 障害児通所支援

障害児通所支援は、障がい児の発達を支援する事業の総称であり、本町では児童発達支援、放課後等デイサービスと令和4年度からは保育所等訪問支援が利用されています。

実利用人数は、令和4年度まで増減がありながら総じて増加しており、令和4年度は合計42人となっています。この内訳は、児童発達支援が15人、放課後等デイサービスが25人、保育所等訪問支援が2人です。

利用人数の増加とともに利用量も増加しています。令和4年度は、合計1か月当たり445.8時間となっています。内訳は、児童発達支援が1か月当たり125.8時間、放課後等デイサービスが同318.8時間、保育所等訪問支援が1.3時間です。

■ 障害児通所支援の利用状況（単位：人、日／月）



資料：福祉課

② 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行う事業です。

平成30年以降令和4年度までおおむね増加が続いており、令和4年度には38人となっています。

■ 障害児相談支援の利用状況（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児相談支援	29	27	37	33	38

資料：福祉課

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、全国の市町村で実施する事業（必須事業）と、市町村が独自に実施する事業（任意事業）があります。

①必須事業

必須事業のうち、本町では、コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業）、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センターが比較的に利用されています。

■地域生活支援事業（必須事業）の状況

【必須事業】		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有
	基幹型相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業	有無	0	2	2	1	0
	成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	実人数		8	7	4	5	3
	延べ回数		81	31	34	36	32
コミュニケーション支援事業 (要約筆記奉仕員派遣事業)	実人数		0	0	0	0	0
	延べ回数		0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	延べ件数		576	526	584	605	565
移動支援事業	実施か所		7	7	9	8	8
	実人数		6	9	6	5	7
	延べ時間		304	450	355	416	481
地域活動支援センター (基礎的事業、Ⅲ型)	実施か所		1	1	1	1	1
	実人数		15	14	14	14	14
手話奉仕員養成研修事業	有無		42	42	0	0	0
理解促進研修・啓発事業	有無		有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無		有	有	有	有	有

資料：福祉課

②任意事業

任意事業では、日中一時支援事業がよく利用されています。

平成26年度から開始した障害者虐待防止対策支援事業は、福祉課に障害者権利擁護センターの機能を整え、障害者虐待防止に対する啓発普及、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化などに取り組んでいます。

■地域生活支援事業（任意事業）の状況

【任意事業】	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
日中一時支援事業	実施か所	25	29	36	35	34
	実人数	1,679	2,119	2,185	1,975	1,596
	延べ回数	67	73	61	56	47
障害者虐待防止対策支援事業	有無	有	有	有	有	有

資料：福祉課

(5) その他の事業

その他の事業として、重度障害者タクシー利用助成事業、自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得助成事業を行っています。

■その他の事業の状況

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
重度障害者タクシー利用助成事業	実人数	64	63	65	62	73
自動車改造費助成事業	実人数	2	1	2	1	0
自動車運転免許取得助成事業	実人数	2	1	2	2	0

資料：福祉課

2 障がい者施策の進捗

第3次計画では「みんなで理解しあい 支えあう 心のかようやさしいまち」を基本理念に掲げ、3つの目標と8つの方針を定め、町全体で障がい者施策に取り組んでいます。

◎第3次計画の基本理念◎	
お互いを理解しあう みんなで進める共生のまち おおがわら	
目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ	方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及
	方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進
目標2 地域で支えあうまちへ	方針3 相談支援と情報提供の充実
	方針4 医療環境と療育体制の充実
	方針5 生活支援と支えあい活動の充実
	方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり
目標3 みんなが参加するまちへ	方針7 障がい児の保育と教育の充実
	方針8 障がい者の自立を支える環境づくり

各施策の進捗は次のとおりです。

①目標1 お互いを理解し、認めあうまちへ（意識啓発、人権尊重、相談支援）

方針	進捗概要
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●主に学校における福祉学習プログラム、研修等については、計画どおりに実行した。また、自ら参加する姿も見られる。インクルーシブ教育については、特別支援コーディネーターを中心に推進している。 ●生涯学習において、参加できる講座の開催はあるが障がい者の参加はない。また、町職員や企業経営者等への研修の実施はできていない。
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業、「まもりーぶ」事業及び「成年後見人制度」について広報や研修会を実施している。事業所向けに権利擁護研修会「権利擁護と虐待」を開催している。また通報窓口について広報により周知を図っている。 ●権利擁護を担う人材（後見人など）の育成・確保については、実施されておらず、委託先や県との協議が必要となる。

②目標2 地域で支えあうまちへ（地域活動、ボランティア、保健・医療、安全）

方針	進捗概要
<p>方針3 相談支援と 情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会では、相談に関する情報の周知を図り、加えて生活相談（事業）や職員の聞き取りなどにより、適切な相談窓口等への結びつけを行っている。障がい者の来庁時に、障害福祉サービス一覧表の記載がある「障がい者の福祉制度」を配付している。 ●録音用テープや点字広報紙の作成支援、障害福祉サービス情報公表制度の町民への周知等は未実施であり、今後の事業の在り方について検討する。 ●仙南地域自立支援協議会の各専門部会で障がい者支援等について協議している。今後も各部会の開催及び活動の充実を図る。
<p>方針4 医療環境と 療育体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●みやぎ県南中核病院の運営に要する経費及び休日当番医制・病院群輪番制運営に要する経費を負担した。また新型コロナウイルス感染防止対策に努め診療を継続している医療機関に対し、支援給付金を給付した。 ●障がい者に対する医療費の助成の継続と制度の周知を図っている。また、幼児発達相談事業を実施した。要支援家庭には必要時に介入している。 ●公認心理師による個別相談事業を実施した。ゲートキーパー養成研修を、令和3年度は民生委員、令和4年度は役場職員を対象に実施した。
<p>方針5 生活支援と 支えあい活動の 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等訪問支援事業実施事業所の設置（町外）により、利用希望者（児）が2名いる。重度障害者タクシー利用助成事業、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業、難聴児補聴器購入助成事業等は継続して実施し、利用いただいている。 ●毎年、身体障害者福祉協会と福祉作業所さくらとの交流会、また、福祉作業所さくらで、さくらカフェを開設し、住民や団体同士の交流会を実施している。 ●グループホームの充実、賃貸住宅などへの入居支援、包括的な地域支援体制の充実等は未実施。

<p>方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員に依頼し、各手帳をお持ちの方など災害時要配慮者の名簿を作成している。悪質商法等被害の未然防止の広報を行っている。要望があった歩道の段差解消等を実施し、南桜公園新設工事などで障がい者に配慮した設計とした。 ●福祉用具を必要とする方の日常生活の支援を目的として、4品目の貸出を行った。車いすを利用する方の移動支援を目的に、福祉車両の貸出を行い、地域のイベントにおける送迎等にも使用できるよう利用範囲の拡大を図っている。 ●病気や障がい及び障がい者の視点を取り入れた生活環境の点検（バリアフリーマップ、危険箇所マップ作成など）は未実施。
-----------------------------	--

③目標3 みんなが参加するまちへ（保育・教育、社会参加）

<p>方針7 障がい児の保育と教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」については、特別な教育課程編成届出資料の中に個別の教育支援計画を含めている。 ●特別支援学級入級の際に必要な障害児就学指導審議会を、年1回の定期開催に加え、必要に応じ随時開催している。放課後等デイサービス利用者（児）が年々増加し、多種多様化するニーズの対応に向け、サービス提供事業所も増加している。 ●集団保育が可能な障がい児の受け入れと障がい特性に配慮した保育の充実と保育士、幼稚園教職員の病気や障がい及び障がい者に関する定期的な研修は未実施。
<p>方針8 障がい者の自立を支える環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者（児）の外出や移動を支援する事業は、継続的に利用者があり、利用時間が年々伸びている。 ●福祉作業所さくらは、大河原町社会福祉協議会が指定管理者の指定を受けている。利用者の希望、能力、適性等に応じて生産活動の機会（町内の企業からの受託作業）を提供し、資源回収、オリジナルグッズや野菜の製作（生産）販売等により、社会との交流、参加を目指している。 ●障がい者雇用支援制度の周知、活用促進が進んでいない状況である。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、仙南地域で委託している手話奉仕員養成研修事業の開催はなかった。

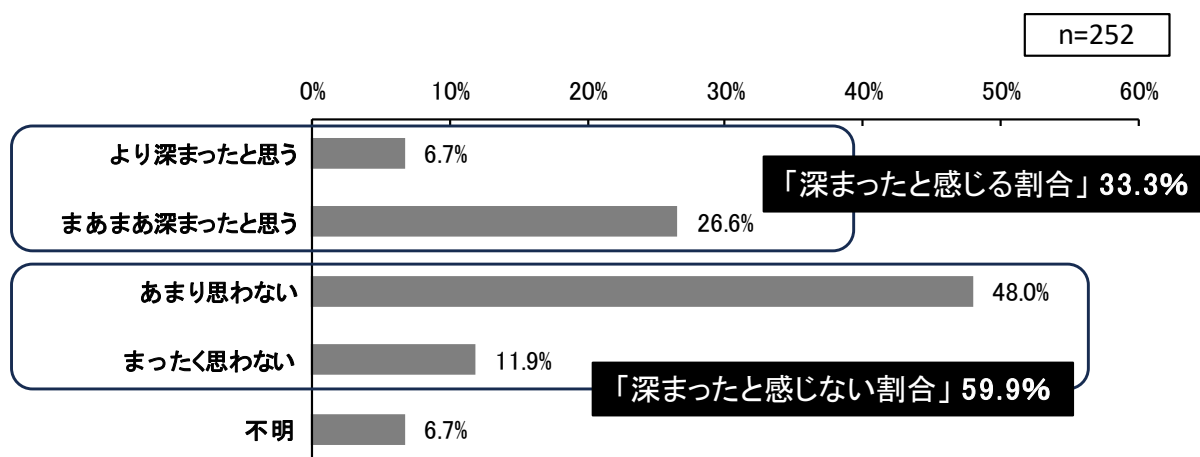
3 障がい者の意向と今後の課題

障がい者アンケートによる障がい者の意向を踏まえ、本町の障がい者施策の今後の課題をまとめます。

① 病気や障がいへの理解、差別や偏見の解消に全町を挙げて取り組むことが必要

障がい者アンケートでは、周りの人の病気や障がいへの理解の深まりについて、「深まったと感じる割合」が33.3%に対して、「深まったと感じない割合」は59.9%と、大きく上回ります。

■障がい者アンケート／周りの人の病気や障がいへの理解の深まり（数値は%、n＝回答者数）



これを平成29年及び令和2年の調査と比較すると、「深まったと感じる割合」はやや下降し、「深まったと感じない割合」がやや下降しているものの、大きな変化はみられません。

■障がい者アンケート／周りの人の病気や障がいへの理解の深まりの推移（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
深まったと感じる割合	36.0	37.4	33.3
上記のうち、「より深まった」の回答割合	5.2	9.2	6.7
深まったと感じない割合	62.8	58.4	59.9
上記のうち、「まったく思わない」の回答割合	10.8	14.5	11.9

別の設問での、暮らしの中で差別や偏見を「とくに感じない」の割合は、平成29年の45.2%から、令和2年の47.3%には上昇し、今回は45.2%と下降しています。

平成29年、令和2年の調査と比較して、差別や偏見を感じる場面の1位の「とくに感じない」は変わりませんが、平成29年、令和2年の調査とは異なり、2位に「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」が18.7%で入り、第3位、第4位の順序も変わっています。

■障がい者アンケート／暮らしの中で差別や偏見を感じること（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
1位	とくに感じない 45.2	とくに感じない 47.3	とくに感じない 45.2
2位	仕事や収入 25.6	仕事や収入 17.6	交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと 18.7
3位	交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと 22.4	まちかどでの人の視線 16.0	仕事や収入 17.5
4位	まちかどでの人の視線 21.6	近所づきあい 14.9	まちかどでの人の視線 15.5

○今後の課題

障がい者本人の意識として、暮らしの中で差別や偏見を「感じない」割合は半数に近い割合で維持しているものの、「病気や障がいへの周囲の理解が深まった」ということについては、わずかに後退しており、実感まではなかなか持ちづらいことがうかがえます。

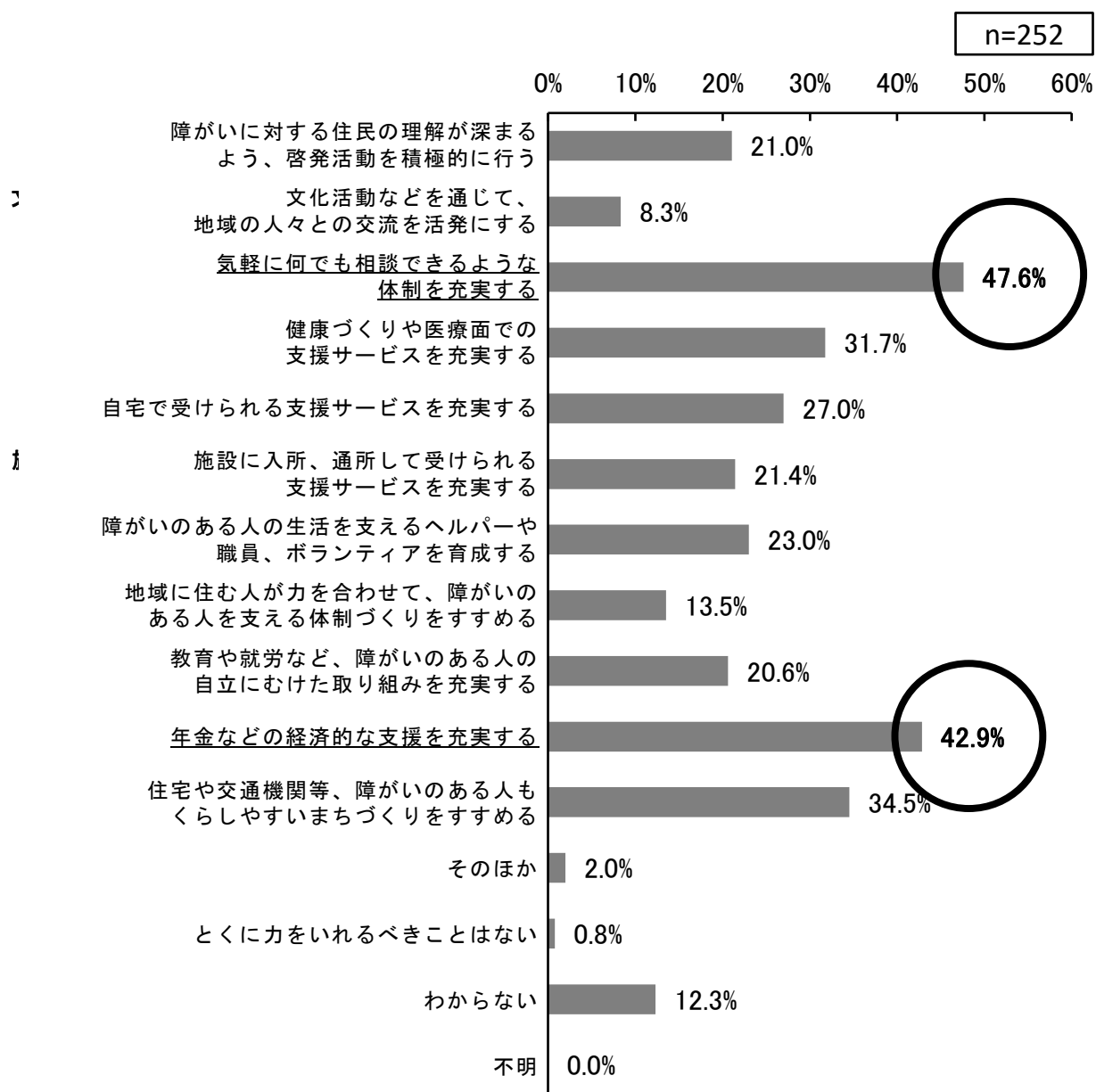
障がい者が地域で暮らすために、周囲の病気や障がい及び障がい者への正しい理解は重要な要素です。本計画期間において、障がい者本人が周囲の理解が深まったと感ずることのできるよう、障がい者本人の声を聞き、関係機関や企業などとの一層の協力を進めながら、すべての世代に対し、病気や障がい及び障がい者への理解を深めるための普及・啓発に、これまで以上に取り組むことが重要になります。

さらには、障がい者自身や家族が地域活動に参加し、交流することを通じて病気や障がい及び障がい者への偏見を解消し、理解を深めるために、地域活動における「合理的配慮」の普及に向けて全町を挙げて取り組むことが必要です。

② 障がい者とその家族を支える相談体制と経済基盤の充実が必要

障がい者アンケートから、これからの5年間で町に最も期待する施策は、「気軽に何でも相談できるような体制を充実する」であり、次に「年金などの経済的な支援を充実する」が続きます。

■障がい者アンケート／町に期待する最重点施策（主な項目）（数値は%、n＝回答者数）



これを平成29年、令和2年の調査と本年の調査を比較すると、期待する施策の1位と2位が入れ替わっているものの、数字には大きな変化はありません。障がい者にとっての「相談体制」と「経済基盤」の重要性が改めて確認されました。

■障がい者アンケート／町に期待する最重点施策（主な項目の推移）（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
1位	年金などの経済的な支援を充実する 50.0	年金などの経済的な支援を充実する 50.8	気軽に何でも相談できるような体制を充実する 47.6
2位	気軽に何でも相談できるような体制を充実する 46.4	気軽に何でも相談できるような体制を充実する 44.3	年金などの経済的な支援を充実する 42.9

○今後の課題

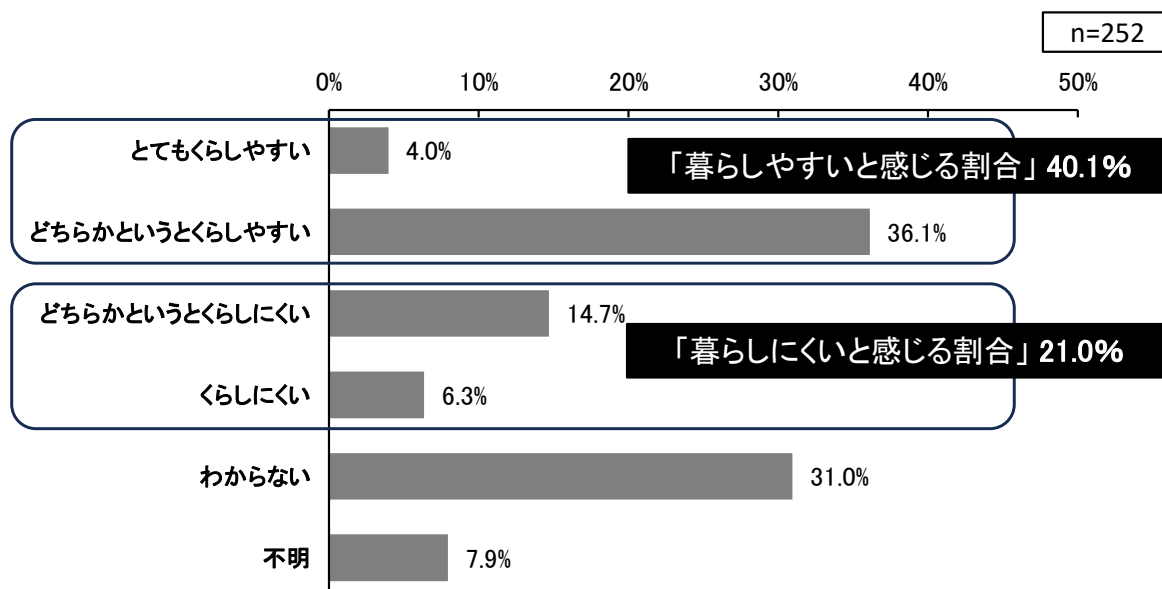
障がい者本人と介助する家族も高齢化が進む中で、本人の病気や障がいに関する相談だけでなく、その背景に複雑な家庭環境や経済問題のあるケースが増えてくることも予想されます。

難病患者や障がい者にとって身近な相談体制は地域生活の必須要件であることが改めて確認できたことから、医療と福祉の連携をはじめ、分野横断的な相談支援を行うことや、相談窓口での支援技術の向上、民生委員・児童委員などと連携したニーズの迅速な把握などの取り組みを、より一層、進める必要があります。

③ 障がい者の意向やニーズの的確な把握を継続し、取り組みにつなげること

障がい者にとって本町の暮らしやすさは、「暮らしやすい割合」が40.1%、「暮らしにくい割合」が21.0%となっており、暮らしやすさを感じている人が多くいることがわかります。

■障がい者アンケート／暮らしやすさの評価（数値は%、n＝回答者数）



これを平成29年、令和2年の調査と比較すると、「暮らしやすい」の割合が令和2年と同じ程度であり、「暮らしにくい」の割合が低下しています。今後、さらに暮らしやすさを高めるためには、相当の期間と町独自の着実な取り組みが必要であると考えられます。

■障がい者アンケート／暮らしやすさの評価の推移（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
暮らしやすい割合	31.2	41.6	40.1
上記のうち、「とても暮らしやすい」の回答割合	4.0	5.1	4.0
暮らしにくい割合	28.0	24.1	21.0
上記のうち、「暮らしにくい」の回答割合	7.2	12.1	6.3

○今後の課題

暮らしやすさの評価の要因の特定はできません。しかしながら、障がい者とその家族を支援するために、地域や関係団体、サービス事業所、医療機関を含め、数多くの協力の下で取り組んでいます。

すべての取り組みの基本は、障がい者とその家族のニーズを迅速に把握することからはじまります。また、全国的な動向を踏まえ、「親亡き後」の障がい者の暮らし方を見据えながら、将来のニーズを想定していくことも大切です。

そのため、今後も障がい者の意向や社会動向を的確に把握して、障がい者の期待に応える方向性と施策を展開することが必要です。

第2部

障がい者計画〔第4次〕

第1章 計画の基本方針

1 基本理念（障がい者施策推進の基本となる考え方）

障がい者アンケートの結果から、町全体に病気や障がい及び障がい者への理解が浸透するには、関係者全員の一層の努力と相応の期間が必要であることがわかりました。

この現状を関係者全員で共有した上で、国の福祉改革の基本方針である「地域共生社会」を念頭に置き、本町独自のノーマライゼーション社会（＝病気や障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあい、一緒に創造する社会）の実現を目指す本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

**だれもが 安心して 自分らしい生き方を
選択できるまち おおがわら**

【基本理念に基づく3つの目標】

目標1	お互いを理解し、支え合うまちへ
目標2	安心してらせるまちへ
目標3	みんなが参加できるまちへ

2 施策体系

目標 1 お互いを理解し、支え合うまちへ		
方針 1	病気や障がい及び障がい者への理解の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の充実 ○ 人権学習、交流活動の充実 ○ 差別解消に向けた意識啓発
方針 2	障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護制度の普及 ○ 障がい者虐待防止対策の推進
目標 2 安心してらせるまちへ		
方針 3	相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援体制の充実 ○ 身近な相談相手の増加 ○ 仙南地域自立支援協議会の活動の充実 ○ 情報提供の充実 ○ 各種助成制度の利用促進
方針 4	医療環境と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制の充実 ○ 子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施 ○ 精神疾患の予防と早期治療
方針 5	生活支援と支えあい活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実 ○ 経済的負担の軽減 ○ 介助者支援の充実 ○ 支えあい活動の促進
方針 6	防災対策の充実と安全な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい特性を考慮した防災対策の推進 ○ 障がい者を守る安全対策の推進 ○ 病気や障がいに配慮した住環境の整備
目標 3 みんなが参加できるまちへ		
方針 7	障がい児の保育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児保育の推進 ○ 学校及び地域の教育環境の充実 ○ 特別支援教育の充実
方針 8	障がい者の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の自主活動への支援 ○ 障がい者が参加しやすい地域活動の推進 ○ 多様な働き方への支援 ○ 障がい者雇用の促進

3 計画の推進体制

(1) 地域の関係団体との連携

計画理念の実現に向けて、障がい者団体をはじめ、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会、町民に身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域福祉活動の主体となる自治会（町内会）、ボランティア団体、芸術文化やスポーツを含む生涯学習分野の団体など、関係団体との一層の協力・連携に取り組みます。

(2) サービス事業所との連携

質の高い介護サービスを通じて、障がい者の暮らしを支える上で大きな役割を果たす、サービス事業所との一層の協力・連携に取り組みます。

また、障がい者の高齢化が今後も進むことから、高齢者対象の介護サービス事業所との連携も図っていきます。

(3) 関係機関、近隣自治体との連携

保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携しながら、障がい者とその家族を支援します。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体とも連携して取り組みます。

(4) 病気や障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進

町（行政）の責務として、すべての町民に対して、精神障がいや発達障がいなどを含め、病気や障がい及び障がい者の特性について理解を深めることができるよう努めます。

また、関係団体、サービス事業者、関係機関において、それぞれの活動を通じて、町民の病気や障がい及び障がい者に対する正しい理解が深まるよう、一層の普及・啓発活動の取り組みに期待します。

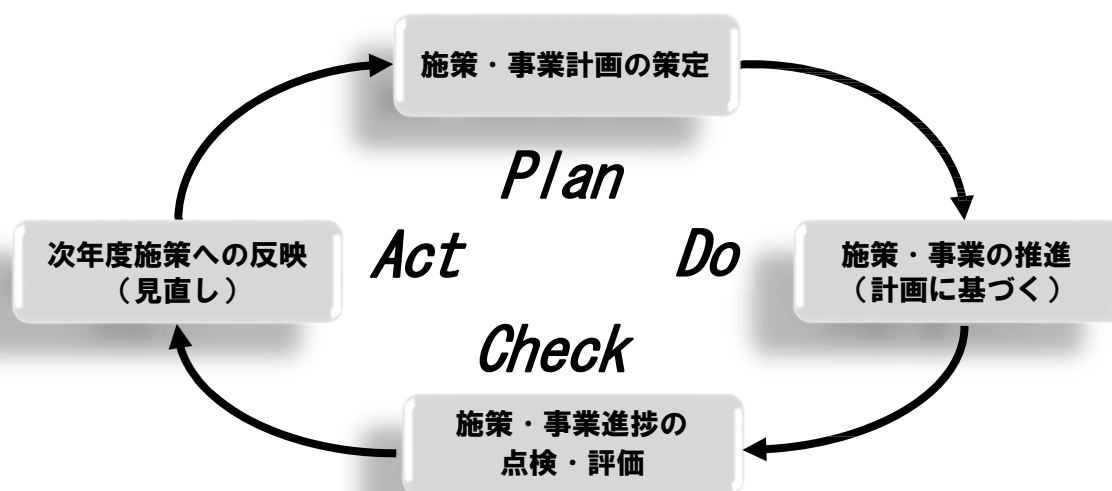
(5) 財源の確保

計画推進に必要な財源を確保するため、町（行政）の財政運営の一層の健全化に努めるとともに、国や県に対して財政的措置を講じるよう要請します。

(6) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、町（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルに基づき、実施します。本計画の担当課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の施策及び障害福祉サービスなどについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、施策手法の効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、担当課で点検・評価します。その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



また、現在、大河原町では長期総合計画の後期基本計画（令和6年度～令和11年度）において、「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する」とした『Well-being なまちづくり』をキーワードに計画を推進することとしています。

『Well-being』は、「幸福」や「身体的・精神的・社会的に『良い状態』を表す」等の定義があり（第1回 Well-being に関する関係府省庁連絡会議（2021年7月30日））、本計画では、幅広い意味の中から、「心身が健康的で、地域のつながりを良好に保つ」ことを中心に施策を進めるものとしします。その一方で、手厚いケアが必要な状態にある障がい者もみられることから、どのような状況の障がい者・障がい児も、住み慣れた地域社会の中で、社会的なつながりを維持しながらこれまでどおりの生活を維持できるような支援を行うことを目指すものとしします。

第2章 施策の展開

目標1 お互いを理解し、支え合うまちへ

■□目指す姿□■

障がいの有無にかかわらず、町民同士と一緒に活動や交流する機会を増やし、多様な症状があり、外見からもわかりにくい病気や障がい及び障がい者への理解を深め、病気や障がい及び障がい者に対する偏見や差別がなく、みんなが暮らしやすいまちを目指します。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及	○福祉教育の充実 ○人権学習、交流活動の充実 ○差別解消に向けた意識啓発
方針2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	○権利擁護制度の普及 ○障がい者虐待防止対策の推進

■□目指す姿の目安となる指標□■

指標	基準 (R5)	→	目標 (R11)	出典
病気や障がいへの理解が「深まったと感じる」障がい者の割合 (※)	33.3%	→	50%以上	障がい者アンケート
成年後見制度の利用意向で「わからない」と回答する障がい者の割合	40.5%	→	30%以下	障がい者アンケート
日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の利用意向で「わからない」と回答する障がい者の割合	45.2%	→	40%以下	障がい者アンケート

※「深まったと感じる」=よく深まったと思う+まあまあ深まったと思う

方針1 病気や障がい及び障がい者への理解の普及

(人権教育)

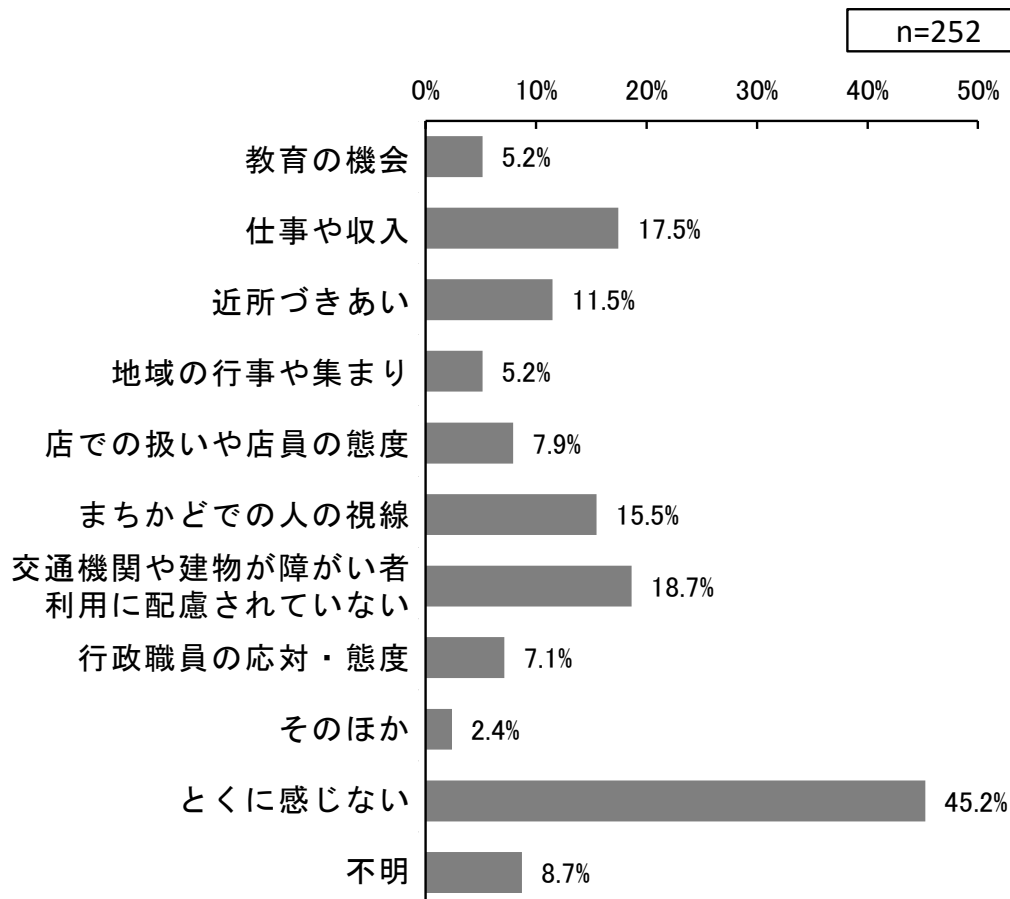
すべての世代で人権や障がいに関する理解と認識を深めるため、定期的な広報活動や講演会を開催してきました。講演会では障がい者の差別に該当する具体的な事例を紹介するなど、あらゆる差別の解消に向けた意識啓発にも取り組んできました。

この他、地域で行う生涯学習講座や地域活動への障がい者の参加促進、大河原町社会福祉協議会が実施する「おもちゃの図書館パオ」事業における障がい児(者)同士や保護者同士の交流などを通じ、障がいに対する正しい理解と人権意識の醸成を図っています。

障がい者アンケートでは、暮らしの中で差別や偏見を「とくに感じない」割合が平成29年調査の45.2%、令和2年調査47.3%から、令和5年にはわずかに減少して45.2%となっています。この間の取り組みが成果を上げていないといえます。

なお、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」と「行政職員の応対・態度」では、令和2年調査よりも数字が高くなっています。また、「とくに感じない」はわずかに低下しています。その他の項目では割合が低下しているとはいえ、前回アンケート実施以降、差別や偏見を感じる場面は減っていないと考えられます。

■障がい者アンケート／暮らしの中で差別や偏見を感じること（数値は%、n＝回答者数）



(学校教育)

学校では、教育活動全般を通じて他者を尊重する心の育成に取り組んできました。町内の小・中学校で行われている通常学級と特別支援学級の共同授業や交流学習をはじめ、大河原町社会福祉協議会では、小学生や中・高生を対象としたボランティアスクールや出前福祉による障がい体験学習などの研修会を実施しています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
福祉教育の充実	○幼稚園・保育所・小・中・高校を通じた、体系的な体験型学習の推進 ○教育活動全般を通じ、他者を尊重する心の育成、交流教育の実践 ○障がい児と健常児を区別しない統合教育（インクルーシブ）の研究と実践
人権学習、交流活動の充実	○定期的な広報活動、偏見や差別の解消に向けた講演会やセミナーの定期的な開催 ○公民館講座や地域活動（障がい者福祉の関連行事、行政区活動、地域行事、スポーツなど）への障がい者の参加拡充 ○障がい児（者）同士、保護者同士が交流する場となる「おもちゃの図書館パオ」事業の推進
差別解消に向けた意識啓発	○相談員、町職員の病気や障がいによる差別に関する知識と支援技術の向上 ○企業経営者、団体運営者、施設設置者に対する病気や障がい及び障がい者への配慮や差別に関する意識啓発

方針 2 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進

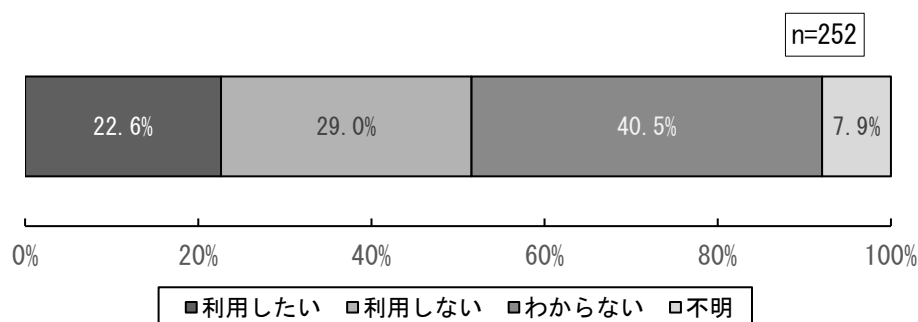
(権利擁護)

障がい者の権利擁護を図るため、判断能力が不十分な障がい者の権利と財産を守る成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の認知度の向上、両制度の利用促進に取り組んできました。令和4年度の利用実績は、成年後見制度3人、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）2人です。

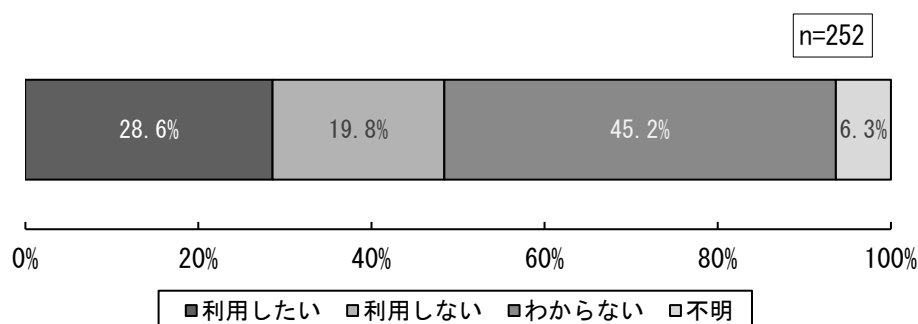
障がい者アンケートで成年後見制度、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の利用希望を聞いたところ、両制度とも20%台、約60～70人の利用希望があります。また、両制度ともに「わからない」が40%を超えており、利用の有無を判断する状況ではないか、もしくは、内容を知らないことも考えられます。

今後は、障がい者や介助者の高齢化が進むことによって、障がい者や介助者が認知症を発症するケースや、障がい者のひとり暮らしの増加も想定されるため、障がい者の権利擁護の重要性がますます高まります。

■障がい者アンケート／成年後見制度の利用意向（数値は%、n＝回答者数）



■障がい者アンケート／日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の利用意向（数値は%、n＝回答者数）



(虐待防止)

障がい者虐待の撲滅に向けて、平成25年4月に基幹相談支援センター（2市7町で設置）に障がい者虐待防止センター（障がい者の虐待防止を推進する拠点機能）の機能を備えました。

ここを拠点に「高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会」を平成26年4月に設置し、虐待通報に連携して対応する体制を構築しました。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
権利擁護制度の普及	<ul style="list-style-type: none">○障がい者団体、民生委員・児童委員、医療機関、関係団体などを通じ、成年後見制度、日常生活自立支援事業の一層の周知○成年後見制度の利用費助成の継続（成年後見制度利用支援事業）○基幹相談支援センターにおける権利擁護に関する相談支援の実施○仙南地域自立支援協議会や近隣市町と連携を図り、権利擁護を担う人材（後見人など）の育成・確保○成年後見制度の利用促進（大河原町成年後見制度利用促進基本計画）
障がい者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○虐待防止法施行の周知○民生委員・児童委員、医療機関、関係団体などを通じ、虐待事案の早期発見○障害者虐待防止センター、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会における虐待事案の早期解決○家庭やサービス事業所における障がい者の虐待防止の推進

本町では、令和3年12月1日に地域包括支援センター内に「成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度及び権利擁護の「普及啓発」「相談支援」「関係者との連携と調整」「後見人、補佐人、補助人の支援」「権利擁護ネットワーク会議」の各業務を開始しました。

<施策の取り組み状況>

令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度町長申立支援件数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 2件 ・令和4年度 1件 ○高齢者虐待、権利擁護に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 延べ293件 ・令和4年度 延べ428件 ○高齢者虐待通報件数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 14件（事実有 4件） ・令和4年度 18件（事実有 4件） ○障害者虐待通報件数 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 4件（事実有 4件） ・令和4年度 7件（事実有 2件） ・高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 1回 ・令和4年度 1回 		

<今後3年間の取り組み>

「成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の適切な利用促進を図ります。

目標2 安心してくらせるまちへ

■□目指す姿□■

障がい者とその家族に寄り添う医療環境と相談支援体制の下、病気や障がいの早期発見、利用者本位の支援を行う環境づくりを目指します。

障がい者の危機管理意識を高め、地域や関係機関と協力して、災害時に障がい者を支える体制の充実を図ります。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針3 相談支援と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○身近な相談相手の増加 ○仙南地域自立支援協議会の活動の充実 ○情報提供の充実 ○各種助成制度の利用促進
方針4 医療環境と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の充実 ○子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施 ○精神疾患の予防と早期治療
方針5 生活支援と支えあい活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実 ○経済的負担の軽減 ○介助者支援の充実 ○支えあい活動の促進
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい特性を考慮した防災対策の推進 ○障がい者を守る安全対策の推進 ○病気や障がいに配慮した住環境の整備

■□目指す姿の目安となる指標□■

指 標	基準（R5）		目標（R11）	出典
町の相談体制に「ほぼ満足」と回答する障がい者の割合	61.9%	→	70%以上	障がい者アンケート
精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	未設置	→	令和8年度末までに仙南地域自立支援協議会で設置	実績
障害者手帳所持者のうち、災害時避難行動要支援者情報登録者数の割合（※）	19.4%	→	30%以上	実績

※目標の割合は、障害者手帳所持者数を母体とする

方針3 相談支援と情報提供の充実

(相談支援)

障がい者や家族からの相談は、町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業者、地域包括支援センターで、随時、受け付けており、年間約2,000件の相談があります。

平成25年4月に2市7町で設置した「基幹相談支援センター」（社会福祉法人に事業委託）には、年間約500件の相談を受け付けています。

近隣自治体や町内外の専門機関と協力する広域的組織である仙南地域自立支援協議会を中心に、相談支援担当者の技術向上や育成をはじめ、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

こうした取り組みの成果が障がい者アンケートに表れており、町の相談体制の満足度が平成29年から令和2年にかけて低下したものの、令和5年にはわずかに上昇しています。

■障がい者アンケート／町の相談体制の満足度（無回答は非表示）（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
とくに困ることはない（ほぼ満足）	65.2	61.5	61.9
困ることがある（不満）	30.8	32.1	30.6

不満と回答した方が相談時に困ることは、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が高く、障がいの種類別でも、同じ傾向となっています。

■障がい者アンケート／（不満の方のみ回答）相談のときに困ること（数値は%）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	手帳等所持者以外
1位	どこに相談したらよいかわからない 63.4	どこに相談したらよいかわからない 68.4	どこに相談したらよいかわからない 62.5	どこに相談したらよいかわからない 60.0	—

こうした現状を踏まえ、身近にある相談窓口の周知、専門機関との連携体制の充実が引き続き必要です。

また、生活課題を背景とする相談の増加も予想されるため、診察や相談を受ける際、本人の症状や家庭環境の的確な把握と、より丁寧な説明も必要です。

(情報提供)

障がい者アンケートでは、平成29年調査以降、情報入手が「不満」の割合が大きく低下しており、不満が徐々に解消されてきているとみられます。但し、「満足」の割合も低下してきています。

■障がい者アンケート／情報入手の満足度（無回答は非表示）（数値は％）

	平成 29 年	令和 2 年	令和 5 年
必要なときに、すぐに手に入れることができる（満足）	18.8	17.0	15.4
時間がかかることもあるが、手に入れることができる（まあまあ満足）	51.5	59.6	71.2
遅すぎる、手に入れることができない（不満）	29.7	22.3	12.5

町広報紙「広報おおがわら」や「おしらせばん」、町ホームページ、大河原町社会福祉協議会の「社協だより」やホームページなどにより、障がい者に関する情報提供を定期的に行っています。

ボランティアグループの協力による録音用テープや点字広報紙の作成、町職員による民生委員・児童委員の会議で障がいについての講義も実施しています。

障がい者とその家族の暮らしの安定を支援する各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）については、手帳交付時の説明とともに、広報紙、ホームページに掲載し、周知と活用の促進を図っています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
相談支援体制の充実	○町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス提供事業者、地域包括支援センターなど、障がい種別に関係なく相談を受け付ける相談窓口の一層の周知 ○障がい者が高齢者である場合も多いことから、高齢者支援窓口である地域包括支援センターとの一層の連携強化 ○必要に応じて家庭を訪問し、個々の状況に応じた相談支援の実施 ○障がい者の気持ちに配慮した相談場所の施設の整備 ○民生委員・児童委員と関係機関との役割分担の検討、委員活動への支援の充実

施策	重点事業
身近な相談相手の増加	<ul style="list-style-type: none"> ○教育関係者や障がい者の家族などを対象とする講演や研修の実施（病気や障がいの知識、法律、制度の理解） ○同じ病気や障がいを持つ人や経験した人同士の交流やピア・カウンセリング（当事者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助しあう活動）の実施などを関係団体と検討
仙南地域自立支援協議会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の担当職員、相談員への研修の充実 ○相談員の育成 ○福祉、保健・医療、教育、就労などの関係者で構成する専門部会（相談支援部会、くらし支援部会、労働部会）の継続による、障がい者支援にかかる環境づくりの充実
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○町、社会福祉協議会、関係団体からの多様な機会や媒体を活用した情報提供の推進 ○ボランティアグループの協力による録音用テープや点字広報紙の作成支援の継続 ○町職員の出張講座の継続 ○障害者総合支援法の改正（令和6年4月1日施行）で創設された障害福祉サービス情報公表制度（※）の町民への周知
各種助成制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者とその家族の暮らしの安定を支援するため、国、県、町、関係機関などの各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）を手帳交付時に丁寧に説明 ○広報紙、ホームページによる制度の周知

※サービス事業者が障害福祉サービス内容などを都道府県知事に報告し、都道府県知事が報告内容を公表する仕組み

方針4 医療環境と療育体制の充実

(医療環境)

障がい者の在宅生活を支える医療環境は、みやぎ県南中核病院企業団を拠点に各医療機関や薬局が協力し、在宅医療や救急医療体制を構築しています。また、医療費助成（自立支援医療費支給、障害者医療費助成）による経済的負担の軽減に努めています。

障がい者アンケートでは、かかりつけ医が「いる」割合は平成29年調査の80.8%から令和2年調査と今回はやや低下して、最新の数字で77.0%となっています。

■障がい者アンケート／かかりつけ医の有無（無回答は非表示）（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
いる	80.8	75.2	77.0
いない	15.2	16.8	14.7

医療について感じていることは、「とくにない」を除いた上位項目を障がい別でみると、身体障がい者、知的障がい者と精神障がい者では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」、手帳等所持者以外では「とくにない」以外には回答がなく、難病患者では「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」と「医師からわかりやすい説明をしてほしい」と「どの病院で診てもらった方がいいのか、わからない」が同率となっています。

■障がい者アンケート／医療について、ふだん感じていること（数値は%）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	手帳等所持者以外
1位	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 15.7	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 61.1	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 33.3	障がいのことに詳しい医師がいてほしい 6.7	「とくにない」以外なし
				医師からわかりやすい説明をしてほしい 6.7	
				どの病院で診てもらった方がいいのか、わからない 6.7	

障がい者のこうした意見を医療機関や薬局などの関係機関に提供し、それぞれの機関において、日々の業務改善に活用してもらう必要があります。

精神疾患で治療している人が手帳所持者以外にも多くいることも踏まえ、精神疾患に対

応できる保健・医療・介護の連携、職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）など、県や医療機関、関係機関と協力して支援に取り組む必要があります。

（療育）

母子保健事業の乳幼児家庭への全戸訪問や乳幼児健康診査において、発達の遅れや病気の早期発見に努めており、必要な場合は、障がい児福祉事業の児童発達支援につなげていきます。

虐待を未然に防ぐため、母子健康手帳の交付や健診・相談の場面において、妊娠期から要支援家庭の早期把握に努めています。

今後も引き続き、発達の遅れや病気を早期に発見し、適切な治療や支援に早期につなげることで、虐待の未然防止に向けて要支援家庭の早期把握が必要です。

国では、全国で医療的ケアを必要とする障がい児（人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの必要な子ども。重症心身障がい児含む）の受け皿づくりを進めようとしています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ県南中核病院企業団を拠点とする地域医療体制、救急医療体制の継続 ○医療関係機関による医療の質の向上への継続的な取り組み ○みやぎ県南中核病院企業団と仙南地域自立支援協議会との連携による在宅医療と介護との一層の連携 ○医療費助成（自立支援医療費支給、障害者医療費助成など）の継続と制度の周知
子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健事業による支援の必要な子どもや家庭の早期把握の推進 ○保育所、幼稚園、小・中学校と連携し、支援の必要な子どもや家庭の早期把握の推進 ○保育所、幼稚園、小・中学校と連携し、家庭内の事故やスポーツ事故の発生防止に向けた情報発信 ○保健師の病気や障がい及び障がい者に関する知識と支援技術の向上 ○仙南地域自立支援協議会を中心に医療的ケア児の受け皿の検討 ○障がい児福祉事業の実施体制の構築
精神疾患の予防と早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健と連携し、児童期や思春期の心の健康づくりの推進 ○職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）を促進するため、県や関係機関と連携した啓発活動の実施 ○改正自殺対策基本法に基づき、本町で策定する「自殺予防対策計画」において精神保健を位置付け、関係機関と連携して予防対策を推進 ○心の病気に関する未治療者及び医療中断者を対象に、県と連携して多職種チームによる早期介入及び早期支援を実施

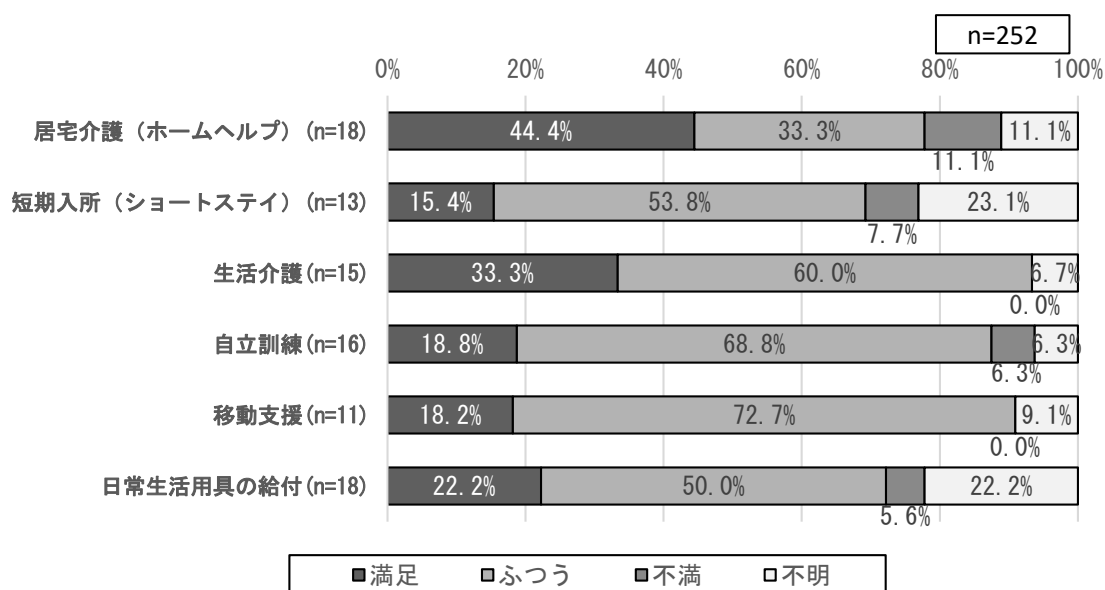
方針5 生活支援と支えあい活動の充実

(生活支援)

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、町内外のサービス事業所と連携して、障害者総合支援法に基づくサービス・事業の提供に努めています。

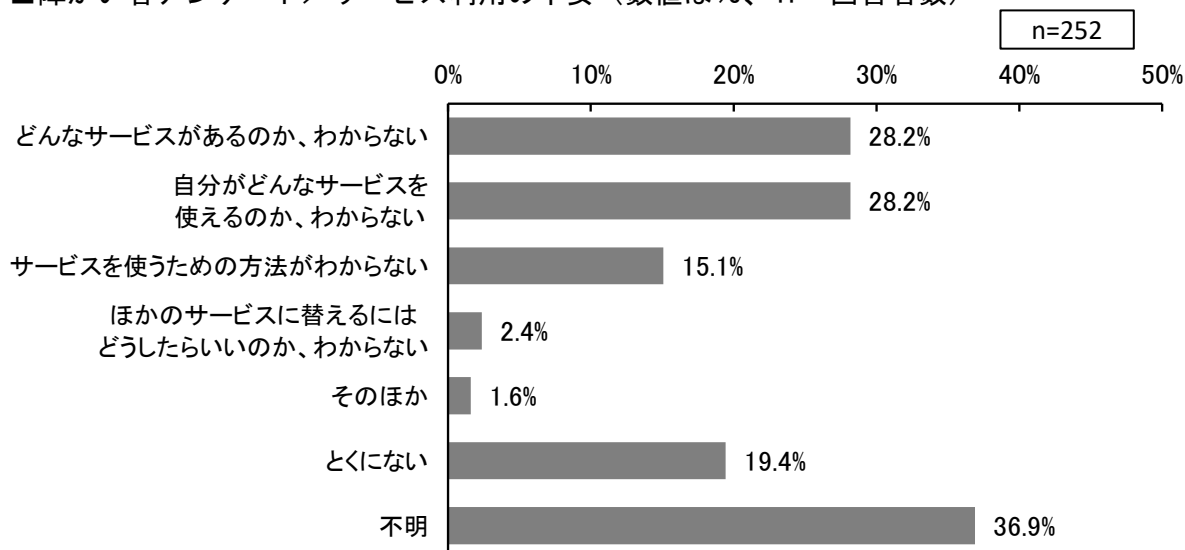
障がい者アンケートでは、利用している在宅サービスの満足度は、すべてのサービスで「ふつう」が最も高く、特段の不満はみられません。

■障がい者アンケート／利用している在宅サービスの満足度（数値は%、n＝回答者数）



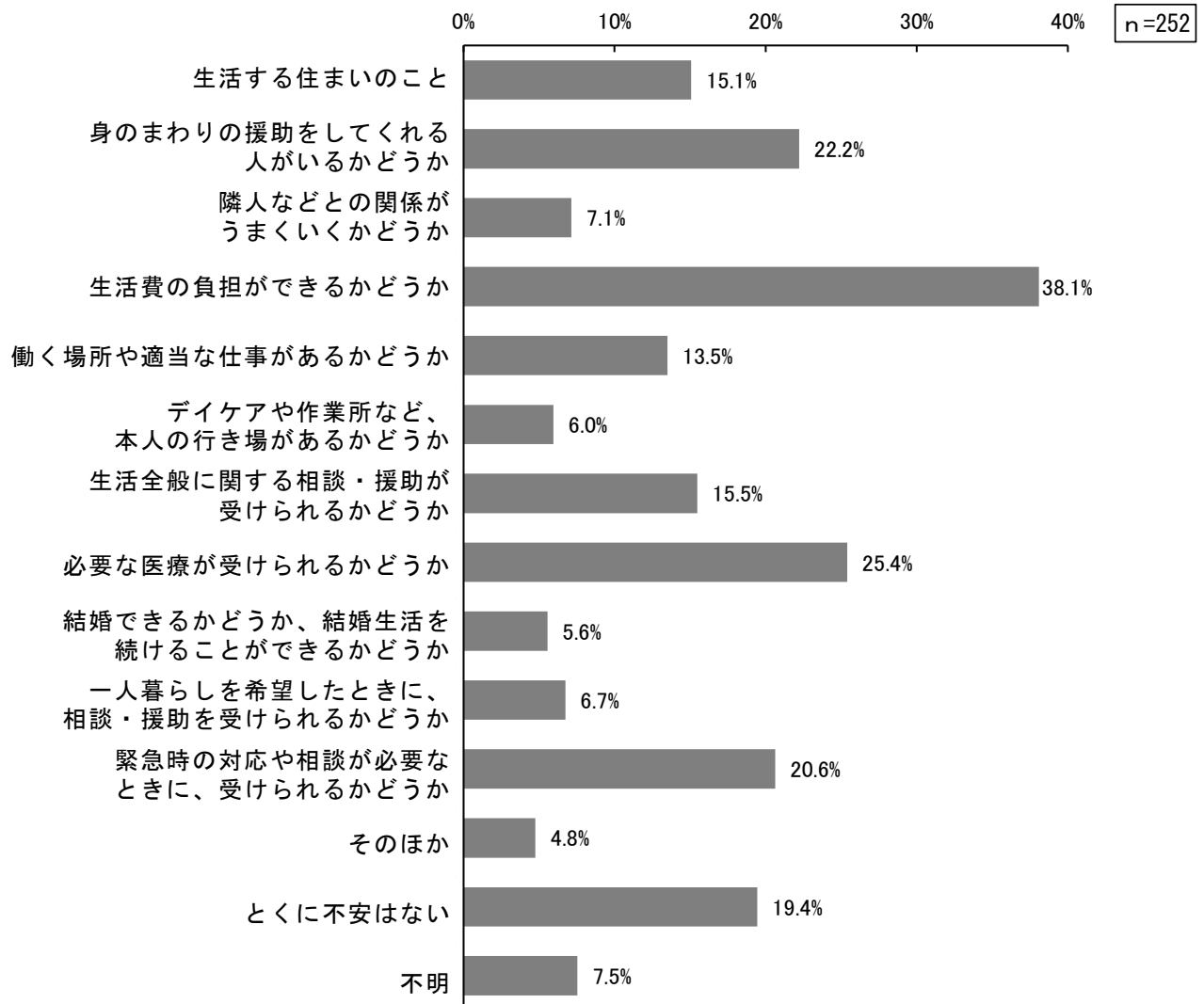
障がい者アンケートによると、サービス利用の不安は「どんなサービスがあるのか、わからない」と「自分がどんなサービスを使えるのか、わからない」が同数で最も割合が高くなっています。

■障がい者アンケート／サービス利用の不安（数値は%、n＝回答者数）



障がい者アンケートから、これからの生活で最も不安なことに「生活費の負担ができるかどうか」を挙げています。

■障がい者アンケート／これからの生活でとくに不安なこと（数値は%、n = 回答者数）



こうした障がい者の意向を踏まえ、今後も引き続き、サービスの内容や利用要件などの一層の周知とともに、不足しているサービス提供に向けて、仙南地域自立支援協議会で検討することが必要です。

また、障がい者の切実な意向に応えることができるよう、障がい者の暮らしを支える基盤として、生活費の負担を軽減する取り組みの検討も必要です。

(支えあい活動)

地域支援事業において手話奉仕員養成研修を行い、手話奉仕員として町の事業などに協力していただくことを検討しています。

障がい者アンケートでは、ボランティア援助に対する利用意向のうち「うけたくない」は、平成29年、令和2年の調査から徐々に上昇しています。なお、「うけたい」より「うけたくない」の割合が高い状態が続いています。

■障がい者アンケート／ボランティア援助に対する利用意向（無回答は非表示）（数値は%）

	平成29年	令和2年	令和5年
うけたい	18.4	22.5	19.8
うけたくない	29.2	34.4	36.9
どちらともいえない	46.0	38.2	37.7

ボランティアから最もうけたい援助は、全体では「病院などへの送迎」、「話し相手、相談相手」の割合が高くなっています。なお、障がいの種類別で見ると、種類ごとに受けたい支援が分散する結果となっています。

■障がい者アンケート／（うけたい方のみ回答）ボランティアからうけたい援助（数値は%）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	手帳等所持者以外
1位	病院などへの送迎 26.2	話し相手、相談相手 26.7	話し相手、相談相手 33.3	病院などへの送迎 100.0	—

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○病気や障がいに適切なサービス・事業を本人の希望に沿って提供できるよう、仙南地域自立支援協議会においてサービス事業所にサービス・事業の提供の働き掛け ○在宅生活の希望に対し、在宅生活の継続・移行の受け皿となるグループホームの充実、賃貸住宅などへの入居支援、包括的な地域支援体制の充実 ○仙南地域自立支援協議会を中心に、提供するサービス・事業の安全性と質の向上への取り組み
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障がい者対象に、タクシー料金の一部助成（重度障害者タクシー利用助成）の継続 ○在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者対象に、酸素濃縮器利用のための電気料金の一部助成（在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業）の継続 ○身体障害者手帳の交付対象とならない、聴力レベルが軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成（難聴児補聴器購入助成事業）の継続
介助者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介助者自身の高齢化に備え、本人と介助者双方の健康維持（疾病予防、介護予防）と生活全般への支援の連携強化 ○レスパイト機能（介助者の負担軽減）のある緊急時の短期入所サービスなどの充実 ○障がい者団体、ボランティア団体との協力による、本人同士や介助者同士の交流機会の充実
支えあい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動や相談支援事業所などとの協力による見守り活動の推進 ○地域活動やボランティア団体などとの連携による、多様な主体がかかわる支えあい活動の充実 ○困難な課題を抱え、支援を必要とする障がい者を早期に発見する町民主体の地域福祉活動の活性化 ○誰でも支えあい活動を行うためのツールとして、地域支援事業として平成30年度にヘルプカードの作成、希望する障がい者への配付

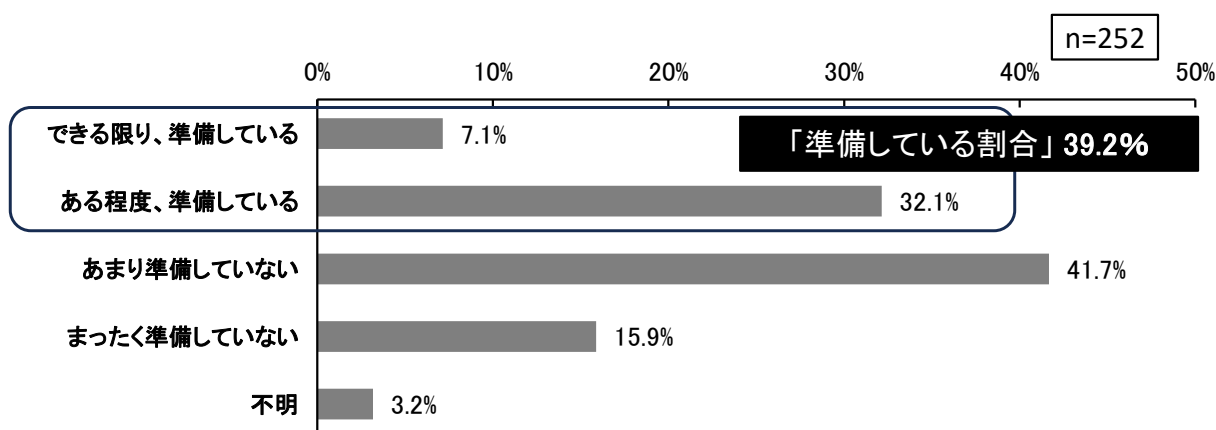
方針6 防災対策の充実と安全な地域づくり

(防災対策)

障がい者アンケートによると、災害に備えて「準備している割合」が、令和2年よりわずかに上昇しているものの、39.2%と低いことがわかります。

東日本大震災の教訓を活かすため、いわゆる“災害弱者”と呼ばれる難病患者や障がい者に対して、日頃からの防災対策の啓発に再び力を入れることが重要です。

■障がい者アンケート／災害に備えた準備（数値は%、n＝回答者数）



地域の防災対策として、町内の40行政区（全43行政区）で自主防災組織が設立しています。平成27年度からは個人情報保護に配慮した上で、災害時要支援者名簿を自主防災組織に配付しています。

この他に、指定避難所や各行政区長に防災行政無線を配備し、情報通信体制を整備しました。また、消防署など関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者世帯の定期的な住宅防火診断、緊急時の災害時要支援者支援制度の体制構築、登録制メールによる防災情報の配信、木造住宅耐震改修工事助成事業も実施しています。

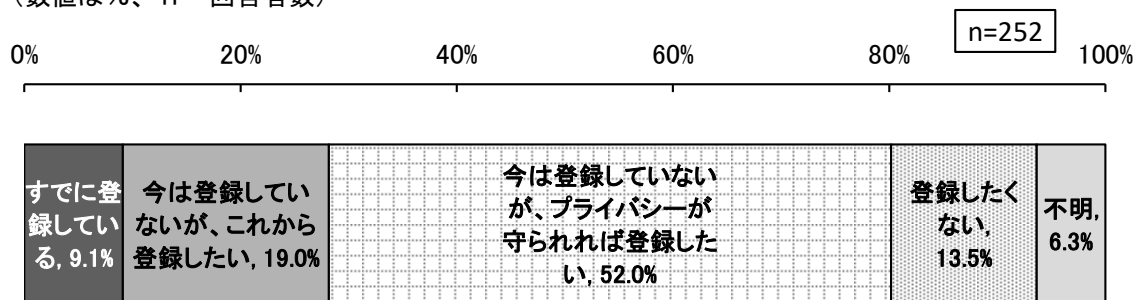
(緊急時の避難支援)

障がい者とその家族にとって特に重要な緊急時の避難支援について、毎年度、民生委員・児童委員に依頼し、避難行動要支援者登録台帳を更新するとともに、避難時に周囲から支援を受けることを予め登録する制度（災害時避難行動要支援者情報登録制度）の普及を図っています。

障がい者アンケートでは、災害時避難行動要支援者情報登録制度への「登録済み」、「登録意向あり」が80.1%であり、プライバシー保護を前提条件として登録率をさらに高めていくことが必要です。

■障がい者アンケート／災害時避難行動要支援者情報登録制度への登録意向

(数値は%、n=回答者数)



(地域の安全対策)

誰もが安心して外出できるよう、町道新設の際の歩道の確保や道路段差の解消、交通安全施設の設置、障がい者用トイレの普及、福祉有償運送サービスとデマンドタクシー（障害者手帳の提示で料金割引）の継続など、施設のバリアフリー化と外出しやすい環境づくりを進めています。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい特性を考慮した防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災活動や防災訓練への障がい者の参加促進（障がい者自身の危機管理意識の向上、障がい者と近隣住民との交流機会の拡大） ○災害時避難行動要支援者情報登録制度への登録促進 ○難病患者や障がい者が安全に避難生活を送る福祉避難所の確保 ○避難行動要支援者の個別計画策定と支援体制の充実
障がい者を守る安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、障がい者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などの被害防止に向けて、消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供、消費生活相談窓口の周知
病気や障がい配慮した住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設や住宅、歩行空間において、誰もが使いやすい考えを設計段階から導入するユニバーサルデザインの推進 ○音響信号機や誘導ブロックなど、障がい特性に配慮した交通安全施設の整備促進（国や県と連携） ○民間施設のユニバーサルデザイン導入に向けた事業者への啓発 ○障がい者団体などと協力し、病気や障がい及び障がい者の視点を取り入れた生活環境の点検（バリアフリーマップ、危険箇所マップ作成など） ○住宅改修費用の助成、技術的支援などによる住宅のバリアフリー化の推進 ○社会福祉協議会の福祉用具貸出事業の利用促進 ○デマンドタクシー（障害者手帳の提示で料金割引）の利用促進

目標3 みんなが参加できるまちへ

■□目指す姿□■

心身の成長に合わせた教育と支援を保育所、幼稚園、小・中・高校を通じて総合的に提供し、障がい児の自立する力を育成します。

障がい者自身の主体的な活動の促進、地域における合理的配慮の普及、福祉・教育・産業の横断的な連携による多様な就労機会の確保を通じて、障がい者の精神的・経済的な自立を支えます。

■□方針と施策□■

方針	施策
方針7 障がい児の保育と教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児保育の推進 ○学校及び地域の教育環境の充実 ○特別支援教育の充実
方針8 障がい者の自立を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の自主活動への支援 ○障がい者が参加しやすい地域活動の推進 ○多様な働き方への支援 ○障がい者雇用の促進

■□目指す姿の目安となる指標□■

指標	基準 (R5)	→	目標 (R11)	出典
「個別の教育支援計画」作成	就学する障がい児全員	→	就学する障がい児全員	実績
一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援サービスの実利用人数	15人 (令和5年度末見込み)	→	18人 (令和11年度末) (※)	実績

※令和11年度末の目標は、第8期障がい福祉計画（令和8年度策定予定）に準ずる

方針7 障がい児の保育と教育の充実

(保育、教育体制)

町立保育所では集団保育の可能な障がい児の受け入れのため、県主催の研修に保育士が参加し、資質向上に取り組んでいます。

発達面で支援の必要な子ども（診断を受けた、疑いがある）を対象に、心理士、保健師、角田支援学校教諭が必要に応じて訪問して、成長の様子を把握しています。

町内の小・中学校では通常学級と特別支援学級の共同授業や交流が行われており、必要に応じて支援員のサポートが受けられる体制となっています。また、放課後児童クラブでも障がい児を受け入れています。

障がい児の保育所への入所や進学に際し、町役場、相談支援事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、サービス事業所と連携した相談支援体制を構築しています。

(障がい児の指導)

障がい者アンケート（保護者回答）では、障がい特性を理解した職員の対応に関する一定の評価は、児童生徒それぞれの状況に応じて、回答が分散しています。

■障がい者アンケート／障がい特性を理解した保育士、教職員、補助員への評価（保護者回答）

(数値は人数)

	十分にできている	ある程度、できている	どちらともいえない	あまりできていない	まったく、できていない
保育士の対応	1	1	0	1	1
幼稚園の教職員の対応	0	1	0	1	1
小・中学校の教職員の対応	2	2	2	1	0
小・中学校の補助員の対応	2	1	2	0	0

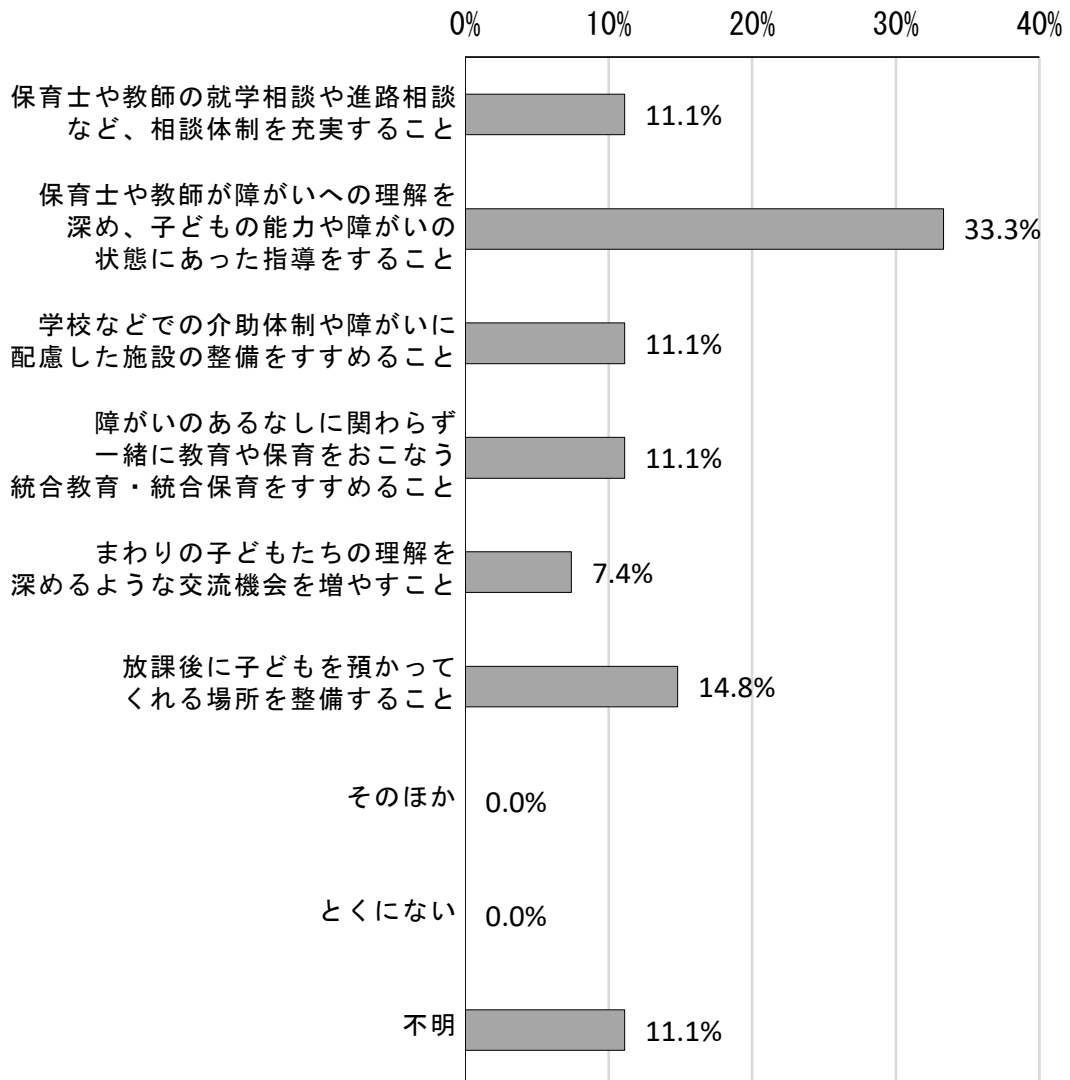
※回答の得られた人数のみ表示

近年、全国的に注意欠陥・多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）などを含め、発達障がいやその可能性のある児童生徒が増加しています。

こうした社会的背景もあり、障がい者アンケート（保護者回答）では、保育所、幼稚園、学校への期待として「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状

態にあった指導」が高くなっていると考えられます。

■障がい者アンケート／保育所、幼稚園、学校への期待（保護者回答）
（数値は%、n＝回答者数）



■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育士、幼稚園教職員の適正配置による、集団保育が可能な障がい児の受け入れと障がい特性に配慮した保育の充実 ○保育士、幼稚園教職員の病気や障がい及び障がい者に関する定期的な研修の継続 ○保育所、幼稚園における専門家による訪問事業の継続 ○進学に際し、保育所、幼稚園、小学校との連携強化
学校及び地域の教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」の作成、一貫した教育的支援の実施 ○児童生徒の希望に基づく進路の選択に向けた指導及び支援の実施 ○授業、休み時間、給食時間、放課後など様々な場面への学校ボランティアの導入の検討 ○保育所、幼稚園、学校における道徳教育や人権教育の充実 ○障がい児の放課後等デイサービスの充実
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の小・中学校での通常学級と特別支援学級の共同授業や交流学习の継続 ○必要に応じて支援員のサポートの継続 ○児童生徒の希望に基づく教育と進路の選択に向けて、「個別の指導計画」や「個別の移行支援計画」を必要に応じて作成 ○病気や障がい及び障がい者に配慮した学校施設の整備、学習を支援する情報機器などの計画的な整備・更新

※用語説明

■個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、福祉、医療、労働などの関係機関が連携して、障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画。中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成する。

■個別の指導計画

個別の指導計画とは、障がいの状態などに応じ、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」などを踏まえて、より具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法などを盛り込んだ指導計画。

■個別の移行支援計画

個別の移行支援計画とは、教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画のひとつで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成する。

(出典：宮城県特別支援教育将来構想 平成27年2月)

方針 8 障がい者の自立を支える環境づくり

(地域活動)

地域で自発的な活動を主催する関係団体への事業費助成を通じて、障がい者の自主的な活動を支援してきました。団体が主催する活動は、精神障がい者の集いの場となっている一方で、会員数の減少によって活動を休止する団体も現れています。

今後は、関係団体の活動継続に向けて、関係団体が活動しやすい環境づくりをさらに進める必要があります。それと同時に、地域行事やイベントに障がい者（児）が参加しやすい工夫や合理的配慮（※）の普及に積極的に取り組むことが重要です。

※用語説明

合理的配慮とは、障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたときに、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別に当たる。

(障がい者自身の活動)

前回までの結果とは異なり、年齢層が上がるほど、地域の行事、文化・スポーツ活動への参加意向が高いことがうかがえます。特に高齢者（65歳以上）においては、参加の可否に関わらず、意向として42.7%の人が参加したい、としています。

■障がい者アンケート／地域の行事、文化・スポーツ活動への参加意向

	回答者数	できるかぎり、参加していきたい	参加したいが、できない	参加する気持ちはない	不明
障がい児 (17歳以下)	12人	16.7%	8.3%	58.3%	16.7%
青年期・壮年期 (18歳～64歳)	106人	20.8%	14.2%	59.4%	5.7%
高齢者 (65歳以上)	124人	28.2%	14.5%	47.6%	9.7%

今後は、公民館や世代交流いきいきプラザの活動を中心に、関係団体と連携しながら、障がい者スポーツ（パラスポーツ）の普及、障がい者の芸術・文化活動の活性化を図る取り組みが期待されています。

（就労）

障がい者アンケートによると、将来を含めた就労意向は知的障がい者と精神障がい者で約半数と高くなっています。

■障がい者アンケート／3年先あるいは学校卒業後の働く気持ち（項目を抜粋）

	回答者数	将来を含めた就労意向		
		正社員やパート・アルバイトとして、企業やお店などで働きたい（％）	施設や作業所で働きたい（％）	左記の合計（％）
身体障がい者	166人	7.2%	3.6%	10.8%
知的障がい者	36人	25.0%	25.0%	50.0%
精神障がい者	45人	37.8%	8.9%	46.7%
難病患者	15人	6.7%	6.7%	13.4%
手帳等所持者以外	1人	0.0%	0.0%	0.0%

こうした障がい者の就労意欲を後押しするため、仙南地域自立支援協議会、特別支援学校、通所施設、ハローワーク、県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」などと連携して、一般就労への支援と障がい者雇用の企業開拓に取り組んでいます。また、一般就労が困難な障がい者の働く場や日中活動の場として、大河原町福祉作業所さくらが活動しています。

国が目指す「一億総活躍社会」に向けて、仙南地域自立支援協議会を中心に、県、サービス事業者、関係機関の一層の連携、障がい者雇用の企業開拓が必要です。

また、行政機関としての町役場、町教育委員会の障がい者雇用率の向上も必要です。

■□これからの施策と重点事業□■

施策	重点事業
障がい者の自主活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の活動を支援する関係団体のニーズ把握と、効果的な活動支援策の検討 ○障がい者のスポーツ・芸術・文化の活動機会、練習成果を発揮する機会の充実 ○障がい者のスポーツ・芸術・文化の指導者の確保・育成 ○障がい者も利用しやすい施設・設備の計画的な整備
障がい者が参加しやすい地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動の主催者を対象に、障がい者の参加を実現する合理的配慮の研修の実施（地域行事、学校行事、防災訓練、環境美化、スポーツなど） ○障がい者が参加する地域活動、防災活動などに向けて、各組織への働き掛け ○障がい者の居場所づくり、介助者同士の交流する機会の充実 ○障がい者のコミュニケーションを支援する手話奉仕員などの養成と利用促進 ○障がい者（児）の外出や移動を支援する事業の充実
多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労を目指す就労移行支援の利用者増加への取り組み ○就労定着支援を提供するサービス事業所の確保 ○一般就労が難しく、就労意欲の高い障がい者の支援に向けて、大河原町福祉作業所さくらの活動支援、就労継続支援サービス事業所の充実 ○企業や関係団体に対する障害者優先調達推進法の周知と活用促進（障がい者施設や障がい者雇用企業の物品の優先購入）
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業に対し、障がい者雇用支援制度の周知と活用促進（トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）、ジョブコーチ（職業適応援助者）、職場適応訓練職親制度など） ○県、関係機関、産業団体と連携し、障がい者本人や介助者の状況に応じた就労環境実現への働き掛け（柔軟な勤務態勢、合理的配慮の提供、周囲の理解） ○町役場、町教育委員会の障がい者雇用率の向上 ○ハローワーク、関係団体、学校などにおける障がい者雇用に関する企業情報の共有化と障がい者への提供

(参考) 内閣府「合理的配慮等具体例データ集(全般)」

○ 代表的な合理的配慮	× 不当な差別的取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困っていると思われるときは、まずは声を掛け、手伝いの必要性を確かめてから対応する 2. 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末等)等を活用する 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する 9. 精算時に金額を示す際は、金額がわかるようにレジスターまたは電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類ごとに直接手に渡す 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由に窓口対応を拒否する 2. 障害を理由に対応の順序を後回しにする 3. 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む 4. 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む 5. 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする 6. 「障害者不可」、「障害者お断り」と表示・広告する 7. 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり、評価に差を付ける 8. 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話し掛ける

第3部

障がい福祉計画〔第7期〕

第1章 令和8年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

国の方針は、令和8年度末時点の施設入所者の削減と、令和4年度末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、地域生活移行の環境づくりに努めます。

項目	目標	国の考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	18人	実績
令和8年度末の施設入所者数（B）	17人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 (前計画未達成割合を加える。)
【目標値】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数) (令和4年度末入所者数に対する移行人数割合)	2人	令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。(前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)
【目標値】 削減見込数（A－B） (削減率)	1人 (5.5%)	施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。(前回計画の未達成割合を追加)

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築の協議の場と設置状況

国は、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、下表に挙げる活動指標を明確にし、各項の取り組みを積極的に推進することとしています。

今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制の確立を目指します。

項目	概要	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。	年1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人 ／年
精神障がい者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	2人 ／年
精神障がい者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	15人 ／年
精神障がい者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	0人 ／年
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人 ／年

成果目標 3 地域生活支援の充実

国の方針は、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。」としています。

本町では、支援のための機能をひとつの拠点に集約する「多機能拠点整備型」の拠点を、令和2年4月1日から仙南地域に1か所設置しています。

今後は、地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、毎年1回、検証・検討を行います。

概 要	目 標
各市町村において地域生活支援拠点等を整備 (複数市町村による共同整備も可)	1か所 (圏域で整備済み)
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	コーディネーター 1名の配置 及び体制構築を図る
年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年4回
強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制整備を推進	圏域において 令和8年度までに 整備を図る

成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

国の方針は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を令和4年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、一般就労移行の環境づくりに努めます。

項目	目標	国の考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	年間実績
【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	7人	令和8年度末までに令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
うち就労移行支援事業	6人	令和3年度実績の1.31倍以上 (前計画未達成割合を加える)
就労継続支援A型事業	2人	令和3年度実績の1.29倍以上 (前計画未達成割合を加える)
就労継続支援B型事業	2人	令和3年度実績の1.28倍以上 (前計画未達成割合を加える)
地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取り組みを推進	圏域にて 設置済み	年間実績
就労定着支援事業の利用者数	令和6年度 3人 令和7年度 3人 令和8年度 3人 合計9人	令和3年度末実績の1.41倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上	5割以上	割合：5割以上
就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所	2割5分以上	割合：2割5分以上

第2章 障害福祉サービス

1 利用見込みの基本的な考え方

第7期計画期間における各サービスの利用見込みは、住民基本台帳人口を基にした推計人口（コーホート変化率法で算出）と令和4年度の手帳所持者数、各サービスの利用率、1人当たりの利用回数・日数を基に算出しました。

なお、これまで実績がないサービスや施策的に設定が必要なサービスについては、個々の状況に応じて設定しました。

■障害福祉サービス分類

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは下表の5つに分類され、障害支援区分の認定を受けた障がい者が障害福祉サービスの対象となります。

サービス事業所は、障害者総合支援法に基づく指定を受ける必要があります。

2 訪問系サービス

■サービス概要

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

居宅介護は、ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、入院した医療機関においての支援も可能となります。

同行援護は、重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先での援護を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

居宅介護を中心に、同行援護と重度訪問介護も利用されています。

なお、令和3年度以降は、「行動援護」と「重度障害者等包括支援」の利用実績はなく、重度障害者等包括支援は提供する事業所がありません。

今後は、居宅介護、同行援護を中心に、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに増加するものとします。

サービスの提供に当たっては、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	383	543	498	524	551	578
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	41	42	43	44	45	46

(単位は1か月当たりの平均利用時間、実利用人数)

※令和5年度は見込み

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービス概要

生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は年による増減はあるもののおおむね増加しています。

今後は、利用の伸びはある程度抑えられるものの、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに緩やかに増加するものとします。

そのため、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日分	987	956	981	986	990	993
	人	56	55	56	58	59	60

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

※令和5年度は見込み

（2）自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）

■サービス概要

自立訓練は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は身体障がい者、生活訓練及び宿泊型は知的障がい者と精神障がい者が対象の事業です。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

機能訓練の潜在的な需要はあると想定されるものの、サービス提供者が近隣にないという事情などから利用実績はありません。生活訓練の利用者は、令和3年度は5人、4年度は6人でした。令和5年度も6人の見込みです。

今後は、特別支援学校の卒業生などの利用を想定し、生活訓練は、令和5年度の見込みから微増が当面続くものとします。また、宿泊型についてはこれまでと同じ利用者数を見込みます。

そのため、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	45	54	46	42	38	34
	人	5	6	6	6	6	7
自立訓練（宿泊型）	人日分	22	24	20	20	20	20
	人	2	4	4	4	4	4

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和5年度は見込み

（3）就労移行支援

■サービス概要

就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者数は減少傾向にあります。

これまでの利用実績から、利用者の減少傾向が今後も同様に推移するものと想定します。引き続き、仙南地域自立支援協議会と連携し、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	人日分	100	74	74	63	51	38
	人	15	14	14	15	15	15

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和5年度は見込み

(4) 就労継続支援（A型、B型）

■サービス概要

就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場を提供しながら、知識や能力向上に必要な訓練を行うサービスです。

A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）、B型は雇用契約をしない従来の授産施設や作業所のような形態のサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

就労継続支援（A型）の利用者は令和4年度実績で20人、令和5年度には21人が見込まれており、毎年度、増加しています。

就労継続支援（B型）の利用者は令和4年度実績で64人、令和5年度には66人が見込まれており、おおむね均衡した利用者数となっています。

今後は、手帳所持者の推移に合わせて、A型・B型ともに緩やかに増加するものとなります。

そのため、仙南地域自立支援協議会と引き続き連携し、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手手段の確保に努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日分	241	312	301	303	303	304
	人	16	20	21	21	21	22
就労継続支援（B型）	人日分	986	1,018	986	983	978	972
	人	68	64	66	67	68	69

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※令和5年度は見込み

(5) 就労定着支援

■サービス概要

対象は、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障がい者です。

支援内容は、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関

係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会など）との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を実施します。

具体的には、企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と必要な連絡調整、指導・助言などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

平成30年度に事業所が開設して以来利用者は増え、令和4年度には10人の実績がみられます。なお、令和5年度には同じく10人が見込まれます。

事業所の開設以降利用者が増加しました。今後は、令和5年度の見込みから微増で推移するものとします。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	7	10	10	10	11	11

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和5年度は見込み

（6）療養介護

■サービス概要

療養介護は、医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和4年度実績で6人です。近年はほぼ同数で推移しています。

今後も、これまでの利用実績、見込みと同数で推移するものとし、障がい者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	7	6	6	6	6	7

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和5年度は見込み

(7) 短期入所

■ サービス概要

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護を行います。

障害者支援施設などにおいて実施する福祉型、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■ サービスの利用見込み、サービスの確保策

福祉型の利用者は、令和3年度で10人、令和4年度で13人となっており、令和5年度は13人が見込まれています。なお、近年、医療型の利用はみられません。

短期入所（ショートステイ）は、介助者の健康状態などによる緊急時のサービスとして、また、介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスとして、今後は、手帳所持者の推移に合わせて利用者数、利用量ともに緩やかに増加するものとしします。

そのため、仙南地域自立支援協議会と引き続き連携し、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。また、利用者への情報提供や移動手段的確保に努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日分	29	38	47	51	54	58
	人	9	14	14	15	15	15
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

※令和5年度は見込み

4 居住系サービス

(1) 自立生活援助

■サービス概要

対象は、障がい者支援施設やグループホームなどを利用していた人で、ひとり暮らしを希望する障がい者です。

支援内容は、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施します。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活の様子を確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

(生活の確認例)

食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納の有無、体調の変化や通院の状況、地域住民との関係など

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

現在、町内及び近隣市町に事業者が設置されておらず、利用できない状態となっています。

今後は、事業所を確保し、利用者を見込みます。事業所と関係機関との連携を図り、利用者の要望に対応する事業を実施します。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月当たりの実利用人数) ※令和5年度は見込み

(2) 共同生活援助（グループホーム）

■サービス概要

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和4年度実績で31人であり、近年は微増傾向にあります。なお、令和5年度

は、32人が見込まれています。

介助者の高齢化や家庭環境の変化により、自宅での生活が困難になる障がい者の増加も予想されますが、新規のサービス事業所の動きもみられないことから、令和5年度以降も緩やかな増加を見込みます。

今後は引き続き、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。また、近隣住民の障がい及び障がい者に対する理解の促進に取り組みます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	30	31	32	32	33	34

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和5年度は見込み

（3）施設入所支援

■サービス概要

施設入所支援は、福祉施設で暮らす人が生活する上で必要なサービスを提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和4年度実績で21人であり、ほぼ横ばいで推移して、令和5年度には22人が見込まれています。

施設から地域生活への移行を進める国の方針と利用者のニーズを勘案して、利用者数の変化があまりないことを見込みます。

また、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、担い手の育成などに一層努めます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	23	21	22	22	22	23

（単位は1か月当たりの実利用人数） ※令和5年度は見込み

5 相談支援

■サービス概要

相談支援には3つのサービスがあります。

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用する、すべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所との連絡調整などを行い、サービス利用計画の見直しを行います。

地域相談支援（地域移行支援）は、障がい者施設入所の障がい者や入院中の精神障がい者などを対象に、住居の確保及び地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態に対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

計画相談支援（サービス利用計画作成）の利用者は令和4年度実績で197人であり、地域相談支援（地域定着支援）の利用者は4人となっています。また、地域相談支援（地域移行支援）の利用者は令和3年度、令和4年度は0人です。

今後は、計画相談支援（サービス利用計画作成）は、令和5年度見込みの202人を基準に、利用者の増加を見込みます。

地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）は、令和5年度見込みの利用者数がほぼそのまま推移するものとします。

そのため、サービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、計画的なサービスの提供に努めます。

また、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	199	197	202	206	210	214
地域相談支援 （地域移行支援）	人	0	0	1	1	1	1
地域相談支援 （地域定着支援）	人	2	4	4	4	4	4

（単位は1か月当たりの利用人数） ※令和5年度は見込み

6 その他サービス

■サービス概要

その他サービスには2つのサービスがあります。

「補装具費給付」は、身体障害者手帳の交付を受けた者が身体機能を補うために必要な義肢や装具、車いすなどを購入・修理する際にかかる費用を給付するサービスです。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由により、必要な補装具の購入、または修理を必要とするときに申請し、利用できます。

「自立支援医療支給」は、身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障がい者の自立と社会参加と更生のために必要な医療（更生医療）、精神障がいの適正な医療のために通院で受ける精神医療（精神通院医療）にかかる費用の一部を給付するサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

補装具費給付と自立支援医療費支給ともに、利用者からの申請を受けて、適正に給付してきました。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

第3章 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

○地域生活支援事業の種類

必須事業 (全国の市町村で実施する事業)	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業 (市町村が地域の実情に応じて実施する事業)	(1) 日中一時支援事業 (2) 障害者虐待防止対策支援事業

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第2章 障害福祉サービス
1 利用見込みの基本的な考え方」と同様です。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がい者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員・児童委員や保健協力員への研修会などの機会を通じ、町民に対して障がいへの理解をさらに深めるため、周知活動や広報活動、研修会などを行う事業です。

また、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）に障がい者が参加できるよう、主催団体の理解を深めるとともに、障がい者の参加しやすい環境づくりなどが挙げられます。

本町では、平成 26 年度より実施しています。また、平成 30 年度からヘルプマーク（※用語説明）を作成し、障がい者理解の普及・啓発を行っています。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

本町では、平成 26 年度より実施しています。

今後も障がい者本人の意思を尊重しながら、障がい者や家族の団体・NPO・ボランティア団体に対し、事業の積極的な活用を働き掛けます。

※用語説明

ヘルプマークは、内部障がいや難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークです。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う事業です。

今後も現行体制を継続して実施します。

住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

今後も現行体制を継続し、きめ細かな相談への対応、相談窓口の周知や訪問、巡回による相談の受け付け、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援などを実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。今後、「成年後見制度利用促進基本計画」の推進により、緩やかに利用者数が増える可能性があります。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	1	1	1

(単位は実利用人数) ※令和5年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和5年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者派遣事業は、「一般社団法人宮城県聴覚障害者協会」、「特定非営利法人パソコン要約筆記文字の都仙台」にそれぞれ委託し、実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人	5	3	2	1	1	1
	件	36	32	33	33	34	35
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	0
	件	0	0	0	0	0	0

(単位は実利用人数、年間延べ件数) ※令和5年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

今後も事業の周知を図りながら、適切な給付を実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用品	件	2	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	3	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	15	14	14	15	15	15
排泄管理支援用具	件	581	544	558	569	580	590
住宅改修費	件	2	0	0	0	0	0

（単位は実利用人数、年間延べ件数）※令和5年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声、言語機能に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行う事業として、平成25年4月から位置付けられた事業です。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 （入門課程）	人	0	0	7	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 （基礎課程）	人	0	0	2	7	2	2
手話奉仕員養成研修事業 （フォローアップ研修）	人	0	0	0	2	7	2

（単位は養成講習修了のみ人数）※令和5年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行います。

サービス事業者（7か所）に委託して実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	か所	8	8	8	8	9	9
	人	5	7	6	6	6	5
	時間	416	481	493	503	512	521

（単位は年間延べ利用時間数、実利用人数） ※令和5年度は見込み

移動支援事業 契約事業所一覧

事業所名
社会福祉法人 白石陽光園 ホームヘルプステーションぽかぽか
特定非営利活動法人 ほっとあい
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター大河原
株式会社ケアハウス 青葉
株式会社すりーえいち ケアステーション はあと
有限会社ケイ サポート南桜
指定居宅サービス支援事業所 ほっとなとり

資料：福祉課（令和5年4月現在）

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センターと相談支援事業を一体的に実施します。

[基礎的事業] 創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を行う。

[Ⅰ型] 基礎的事業に加えて、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員の配置を行い、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発を相談支援事業と併せて行う。

[Ⅱ型] 基礎的事業に加えて、雇用や就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどの生活支援を行う。

[Ⅲ型] 基礎的事業に加えて、従来の小規模作業所の充実を図り、障がい者のための援護を行う。

平成 19 年度から大河原町福祉作業所さくらで実施しています。(社会福祉法人大河原町社会福祉協議会を指定管理者として委託。)

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

今後も利用の拡大に向け、事業の周知を図ります。また、利用者のニーズに沿い、今後、Ⅰ型の導入等の機能強化により重層的支援の実現を図ります。

事業	単位	第 6 期計画 (実績・見込み)			第 7 期計画		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域活動支援センター 事業 【基礎的事業】	か所	1	1	1	1	1	1
	人	14	14	14	15	15	15
【Ⅲ型】	か所	1	1	1	1	1	1

(単位は 1 か月当たりの実利用人数) ※令和 5 年度は見込み

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業です。

サービス事業者（11 か所）に委託して実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施か所	11	11	11	11	11	11
	実人数	35	34	35	36	36	37
	延べ回数	1,975	1,596	1,525	1,225	1,046	804

（単位は年間の実利用人数、延べ件数） ※令和5年度は見込み

日中一時支援事業 契約事業所一覧

事業所名
社会福祉法人 白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ
社会福祉法人 白石陽光園 地域生活援助センター ポレポレ
特定非営利活動法人 ほっとあい
社会福祉法人福寿会 旭園
社会福祉法人 臥牛三敬会 第二虹の園
有限会社ケイ サポート南桜
特定非営利活動法人 あいのはな
多機能型支援センター みなみの風
ほっとファーム株式会社
株式会社シルバーサポートまごころ
社会福祉法人 陽光福祉会 医療型障害児入所施設 エコー療育園

資料：福祉課（令和5年4月現在）

(2) 障害者虐待防止対策支援事業

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応などのために、地域の関係行政機関、障がい者の福祉、医療、司法の関係者や団体、地域住民などの支援体制の強化や協力体制を整備する事業です。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第6期計画（実績・見込み）			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

第4章 円滑な事業実施のための方策

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現することを目指します。

そのため、権利擁護制度の適切な利用を促進するなど、障がい者の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 県・広域と連携した基盤整備

国は、障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、障がい者が地域でサービスを利用できるよう、基盤整備を求めています。

本町では、県や仙南地域自立支援協議会と連携しながら、また、相談支援を中心として、障がい者などの生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業所の確保、人材の育成など）を進めます。

(3) 情報提供の充実

障がい者が必要なサービスを適切に利用できるよう、また、町民の障がい及び障がい者に関する理解が進むよう、県や仙南地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を活用し、わかりやすくきめ細かな情報提供に努めます。

(4) 透明性の高い認定事業の実施（サービスの適正な支給決定）

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。

(5) 質の高いサービスの確保

仙南地域自立支援協議会と連携して、利用者アンケートの実施、サービス事業所との情報交換、各種研修会などの実施を通して、サービスや事業における利用者の権利擁護と安全確保に最大限配慮しながら、サービスの質の向上を支援します。

平成 30 年 4 月 1 日に施行された改正障害者総合支援法により創設された情報公表制度を障がい者本人とその家族に速やかに周知し、良質なサービス選択を促すとともに、事業者自身のサービスの質の向上につなげます。

(6) 仙南地域自立支援協議会の適切な運営

障がい者や家族のニーズ（意向・要望）などの把握に努め、関係機関の連携強化や特定課題について集中的に調整できる機能の強化を進めます。

特に、障害者虐待防止に関しては、障害者虐待防止に関する対策連絡会を中心に仙南地域全体として虐待防止の根絶に向けて、より一層、取り組みます。

第4部 障がい児福祉計画〔第3期〕

第1章 基本方針

本町における、障がい児支援の提供体制の確保に向けた基本方針は次のとおりです。

障がい児支援の提供体制確保の基本方針

- ①障がい児への支援を行うに当たり、障がい児本人の最善の利益（※用語説明）を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ②障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障がい児に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児への支援を通して共生社会を形成します。

※用語説明 最善の利益

最善の利益とは、「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもにとって何が最も良いことかを考え、子どもの利益が優先されなければならないという考え方。

第2章 令和8年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の方針は、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することです。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えありません。また、設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。

本町では、令和5年度現在設置していません。今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の方針は、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一か所以上確保することです。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えありません。

本町では、令和5年度現在、サービス事業所がなく、必要なときは近隣市町の事業所を利用することになります。今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、取り組み体制を検討します。

成果目標 3 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の方針は、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することです。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えありません。

今後は、仙南地域自立支援協議会と連携し、コーディネーターを配置します。

成果目標 4 相談支援体制の充実・強化等

国の方針は、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することです。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めることとされています。

成果目標 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の方針は、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことです。また、児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要があります。これらの取り組みを通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項（各種研修の実施、計画的な人材養成等）を実施する体制を構築することを基本とします。

第3章 障害児支援事業

1 障害児通所支援等

(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)
(保育所等訪問支援)

■事業概要

児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等を対象に、児童発達支援センターなどからの訪問支援員が障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

医療型児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、治療などを行います。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及びその機会を提供します。

保育所等訪問支援は、訪問支援員が保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子ども（乳児院と児童養護施設に入所している障がい児を含む）に集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■事業の見込み、事業の確保策

本町では、令和4年度実績で、児童発達支援を15人、放課後等デイサービスを25人、そして保育所等訪問支援を2人が利用しています。なお、令和5年度には児童発達支援を15人、放課後等デイサービスを26人、保育所等訪問支援を2人の利用が見込まれています。

今後は、手帳所持者の推移に合わせて利用量が増加するものと想定します。

保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援は、令和5年度までに事業所を確保し、利用者の要望に対応する事業を実施します。

医療型児童発達支援は、ニーズを把握しながら、実施の可能性についてサービス事業所や関係機関と協議します。

サービス	単位	第2期計画（実績・見込み）			第3期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日分	69	101	92	96	100	104
	人	14	15	15	16	16	17
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	127	153	144	145	146	147
	人	28	25	26	27	27	28
保育所等訪問支援	回	0	15	12	18	25	31
	人	0	2	2	2	2	2

（単位は1か月当たりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数、実施回数）

※令和5年度は見込み

2 障害児相談支援

■事業概要

障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がいのある子どもなどを対象に、サービスの内容などを定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定などの内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果を勘案してサービス事業所との連絡調整などを行いながら見直し、障害児支援利用計画の修正を行います。

■事業の見込み、事業の確保策

事業利用者全員に障害児支援利用計画を作成しています。

今後は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの円滑な利用に向けて、引き続き、事業の利用者全員に障害児支援利用計画を作成するよう見込みます。

そのため、サービス事業所の確保とともに、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第2期計画（実績・見込み）			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	33	38	39	40	42	43

（単位は1か月当たりの利用人数） ※令和5年度は見込み

3 医療的ケア児を支援する体制構築

国の方針は、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることです。

本町では、圏域での話し合いを経て、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人配置しています。

今後も、仙南地域自立支援協議会と連携し、このコーディネーターを活用する取り組みについて検討します。

資 料 編

1 大河原町障害者計画等策定委員会設置規則

(設置)

第1条 この規則は、障害者のための各種施策を総合的かつ効率的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する計画(以下「大河原町障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する計画(以下「大河原町障害者福祉計画」という。)の策定にあたり、大河原町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大河原町障害者計画の策定に関すること。
- (2) 大河原町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者手帳所持者
- (2) 障害者団体等の関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 事業所関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 医療機関関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は委員会を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償等)

第5条 委員会委員に対する報酬及び費用弁償等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)による。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、町等の関係職員をもって組織する作業部会を置く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平30規則13・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 大河原町障害者計画等策定委員会委員名簿

	氏名	区分	団体名等	委嘱期間
委員長	八島 哲	福祉関係者	社会福祉法人白石陽光園 障害者就業・生活支援センター所長	R3. 4. 1～ R8. 9. 30
副委員長	岩間 洋子	福祉関係者	大河原町民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会会長	R2. 10. 1～ R8. 9. 30
委員	津田 春光	障害者手帳 保持者	大河原町身体障害者福祉協会会長	R2. 10. 1～ R8. 9. 30
委員	三浦 奈美恵	障害者団体等の 関係者	おもちゃの図書館パオ ※社協内団体	R5. 2. 1～ R8. 9. 30
委員	笠松 剛士	福祉関係者	仙南地域障がい者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員	R3. 4. 1～ R8. 9. 30
委員	古山 哲也	福祉関係者	社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会	R2. 10. 1～ R8. 9. 30
委員	野呂瀬 怜実	事業所関係者	アイリスオーヤマ株式会社大河原工場 ジョブコーチ・指導員	R2. 10. 1～ R8. 9. 30
委員	佐々木 喜枝	ボランティア 団体関係者	大河原町福祉作業所さくら ボランティア会会長	R2. 10. 1～ R5. 3. 31
委員	佐竹 かね代	ボランティア 団体関係者	大河原町福祉作業所さくら ボランティア会副会長	R5. 4. 1～ R8. 9. 30
委員	佐藤 賢一	学識経験者	障害者支援施設ふぼう 施設長	R3. 4. 1～ R8. 9. 30
委員	小野 雄志	関係行政機関の 職員	大河原公共職業安定所 雇用指導官	R4. 4. 1～ R8. 9. 30
委員	村岡 昇	関係行政機関の 職員	大河原町立大河原小学校	R4. 4. 1～ R5. 9. 30
委員	昆 茜	関係行政機関の 職員	大河原町立大河原小学校	R5. 10. 1～ R8. 9. 30
委員	渡部 祥	関係行政機関の 職員	宮城県立角田支援学校	R4. 4. 1～ R8. 9. 30
委員	武田 幸司	関係行政機関の 職員	宮城県立船岡支援学校	R2. 10. 1～ R8. 9. 30

3 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定経過

実施時期	実施内容	
令和4年11月28日 ～令和5年1月10日	障がい者 アンケート調査	障がい者手帳所持者、難病医療費受給者等を対象に、アンケート調査を実施。
令和5年3月22日	第1回 計画等策定委員会	計画の概要、アンケート内容、アンケート結果の分析等について、説明・協議。
令和5年5月17日 ～6月2日	関係団体・事業者 アンケート調査	障がい者の支援を行っている団体、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを提供している事業者を対象に、アンケート調査を実施。
令和5年7月25日	第2回 計画等策定委員会	統計データの分析、関係団体・事業者アンケートの分析、現行政策の評価の分析、計画骨子について説明・協議。
令和5年10月13日	第3回 計画等策定委員会	計画原案全体、またサービス供給量などの将来推計について説明・協議。
令和5年11月24日	第4回 計画等策定委員会	計画の基本理念の選択、修正事項の確認等、計画の素案について協議。
令和5年12月25日 ～令和6年1月15日	パブリックコメント	計画素案を公表し、広く町民等からの意見を募り、必要に応じて計画素案への反映。
令和6年3月	大河原町	計画決定

4 用語説明

あ行

アクセシビリティ

高齢の方や障害をお持ちの方などを含め、誰でも必要とする情報に容易にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す言葉。「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）という言葉由来としている。

か行

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達におくれはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設を指す。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を指す。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

高次脳機能障害

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼ぶ。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が生じた状態を、「高次脳機能障害」という。

さ行

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のこと。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設を指す。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童発達支援事業所

障がいのある未就学児を受け入れ、自立させるための訓練、家族への相談支援を行うための通所施設を指す。

障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

重層的支援

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施すること。

ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える「職場適応援助者」ともいう。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月からスタートした制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

た行

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

注意欠如・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。7歳前に現れ、その状態が継続し、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

な行

ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人とない人とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常（ノーマル）なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含む。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠如・多動性障害等が含まれる。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くこと。なお、今日では、物理的な障壁だけではなく、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指している。

や行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念のこと。

要配慮者

災害時において特に配慮を必要とする人。災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

大河原町
第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>大河原町福祉課

〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19

電話番号 0224-53-2115

<https://www.town.ogawara.miyagi.jp>